

令和3年度

花巻市からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの

B：実現に努力しているもの

C：当面は実現できないもの

D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 花巻市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月19日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(1) 国家間の経済連携等への対応について</p>	<p>農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者の不足、生産調整、飼料・資材の高止まり、米をはじめとした農産物価格の低迷、国内農畜産物の産地間競争の激化などに加え、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効による輸入農畜産物の拡大など、今後の農業経営の継続に不安を抱かせる厳しい状況が続いています。</p> <p>このような中で、農村地域に住む人々が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域が維持発展するため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p>(1) 国家間の経済連携等への対応について</p> <p>環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)において、アメリカ合衆国を除いた11か国でTPP11や欧州連合(EU)との経済連携協定(EPA)、さらに日米貿易協定が発効され、発効後は畜産物の輸入量が急増するなど国内の農家に先行きへの警戒感が広がっています。また、日本を含む</p>	<p>県では、国に対し、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定及びRCEP協定への対応として、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、農林水産業への影響等について十分な情報提供を行うとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>A:1</p>

		<p>16か国による東アジア地域包括的経済連携（RCEP）や自由貿易協定（FTA）交渉の取組なども農業に影響を与えることが懸念されます。</p> <p>つきましては、これらの新たな協定の締結が日本の農業に悪影響を及ぼさないための施策を講ずるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>				
7月19日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(2) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について</p>	<p>(2) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について</p> <p>農地中間管理機構が借り受け、受け手（借受者）が見つからない農地については、契約を解除することとなっていますが、中山間地域等の条件不利地や畑、特に樹園地については受け手（借受者）の確保が難しく流動化が進んでいない状況にあることから、借受希望者を確保するための支援措置を創設するよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策を創設していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、農地の借受希望者を確保し農地の集積・集約化を進めるため、国の「農地中間管理機構関連農地整備事業」や「農地耕作条件改善事業」を活用して、基盤整備が十分に行われていない農地の区画拡大や暗渠排水などの整備を支援しています。</p> <p>樹園地につきましては、農地中間管理機構及びいわて花巻果樹産地協議会と連携し実質化された地域農業マスタープランの実践に向け、地域の話合いに積極的に参加して農地のマッチングに取り組むなど支援していきます。</p> <p>また、樹園地の借受者に対する支援策として、国の「果樹農業生産力増強総合対策事業」や、借受者が新規就農者である場合には「農業次世代人材投資事業」など、事業の活用についても御検討をお願いします。</p> <p>なお、県では、醸造用ぶどうの栽培を志す方などを対象に、「醸造用ぶどう栽培技術フォローアップ講座」を開</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

			講しており、新規栽培者の確保を図っています。(B)			
7月19日	1 農林業・農村政策の対応について (3) 農業後継者不足について	(3) 農業後継者不足について 農業従事者の高齢化や後継者不足が続く中で、新規就農者の確保は重要な課題となっています。しかし、新たに農業を志す人が就農するまでに農地や住宅の確保が難しいことや、農業機械等の購入資金の調達が支障となっていることから、就農しやすい施策や就農後も安心して農業経営を続けられる施策の充実を図るよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策の更なる充実を図ることを要望いたします。	<p>県では、農業・農村の持続的な発展には、地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であることから、県内外で就農相談会を開催しながら、農家・非農家を問わず、希望者に対し経営の開始から定着に至るまで、発展段階に応じて支援しています。</p> <p>新規就農者の確保については、市や花巻農業協同組合と連携したワンストップ就農相談窓口を設置し、就農希望者の住宅の確保などの様々な相談に対応しています。</p> <p>また、農業次世代人材投資資金（準備型）の交付対象者や新規就農者に対しては、農業大学校における作物栽培技術等の技術習得や経営確立のための研修カリキュラムを開講する等、技術習得等の支援をしています。</p> <p>さらに、就農後には初期投資を軽減するため「いわて地域農業マスタープラン実践支援事業」や国の事業を活用し、農地の確保や機械導入等を支援し、新規就農者の定着を図っています。</p> <p>今後も、地域と連携しながら新規就農者の確保から育成まで継続して支援していくとともに、国の新たな事業「新規就農者育成総合対策」における</p>	県南広域振興局	農政部	A : 1

			予算の十分な確保等の要請や、県の支援策の検討を行っていきます。(A)			
7月19日	1 農林業・農村政策の対応について (4) スマート農業推進のための支援策の充実について	<p>(4) スマート農業推進のための支援策の充実について</p> <p>農業用ドローンをはじめとするスマート農業機器については、減少する担い手不足の解消、作業の省力化対策として今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、より使いやすい環境の整備が求められております。</p> <p>しかしながら、ドローンによる農薬等の空中散布については、航空法に基づく飛行機の許可・承認手続きの際は、民間が行う農業用ドローンの技能講習がドローンの機種別に求められていることが実情であり、別の機種を購入する度に技能講習を受けなければならないため、多種多様な農業用ドローンの導入がなかなか進まない状況にあります。</p> <p>また、農業用ドローンによる農薬散布を行う場合、地上散布用の登録農薬に比べて、ドローン散布に適した高濃度の登録農薬が地上散布用の約18%程度しか登録されていないことから、ドローンによる農薬散布がなかなか普及しない現状となっております。</p> <p>さらに、中山間地域では起伏の激しい地形が課題となり、RTK-GNSS基地局などの設置が進まないことから、スマート農業による労力軽減や省力化といったメリットを十分に享受で</p>	<p>①改正航空法における技能証明については、関連する協議会で、一等(レベル4相当)及び二等の2種類の登録とすることや、有効期間が3年更新であること等が議論されているものと承知しています。(S)</p> <p>②農業用ドローン散布に適した農薬の登録について、国では、農薬の希釈倍率の変更登録申請する際、作物残留農薬試験を不要とする事務手続きの簡略化を進めており、令和4年度末までに新たに200剤(平成31年3月末対比)の登録数の拡大を目標に取り組んでいます。(B)</p> <p>③中山間地域における、精度の高いスマート農業技術の活用に向けた環境整備については、携帯電話の位置情報サービスなど、RTK基地局と同等の効果が得られる新たな技術も開発されており、地域に情報提供を行うなどスマート農業技術の普及拡大に向け積極的に取り組んでいきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 2

		<p>きない状況にあります。</p> <p>このことから、スマート農業機器の導入を推進するため、国に対し、次の項目について規制緩和や支援を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>①改正航空法が定める無人航空機の技能証明について、技能証明の種類をドローンの機種ごとに限定しないこと。</p> <p>②農業用ドローン散布に適した高濃度登録農薬の登録拡大を推進すること。</p> <p>③中山間地域において、精度の高いスマート農業技術を活用しやすい環境の整備を推進すること。</p>				
7月19日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(5) 米の需給対策について</p>	<p>(5) 米の需給対策について</p> <p>米の消費量は、これまで人口減少や食生活の洋風化等を背景に最近では毎年約10万トン減少しており、そのため、花巻市では、国が毎年策定する米の需給見通しをもとに岩手県で設定した生産目安の範囲内で主食用米の作付を行い、需要量に応じた生産と併せ、主食用米から飼料用米等への作付転換を推進しております。しかし、全国では、国が策定する需給見通しを踏まえず生産目安を設定し、前年と同様の作付を行っている都道府県があり、コロナ禍で外食産業などを中心に米の需要がますます落ち込んでおり、米の過剰在庫により需給が緩和し米価が下落しております。国が令和3年2月に示した「米穀の受給及び価格の安定に関する基本指針」によりますと、令和3年6</p>	<p>県では、これまで国に対し、国全体で主食用米の需給と価格安定が図られるよう、実効性のある推進体制を確立するとともに、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とすること、米の需給対策に必要な予算を十分に措置することを要望しており、令和3年6月にも要望を行ったところです。</p> <p>また、県では、主食用米から飼料用米、野菜、雑穀への転換を推進するため、水田活用の直接支払交付金のうち都道府県連携型助成と連携し、本年度、新規に創設した岩手県水田転換緊急対応助成事業を継続することとしたところです。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国的に米の在庫量が増加したことから、令和3年9月、11月にも、国主導による実効的な</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>月末の民間在庫量は前年同月と比較し、7万トンから12万トン多い207万トンから212万トンとの見通しであり、国が示す受給安定のための適正水準とされる180万トンを大幅に上回っており、令和3年産の主食用米の作付状況や民間在庫量の増加、コロナ禍における米の取引価格の下落により、令和3年産米価は前年よりさらに下がる可能性があります。</p> <p>つきましては、米価安定による農業経営体の所得確保のため、需要量に応じた主食用米の生産が行われるよう、飼料用米やその他の転作作物に対し主食用米の生産と比べ経済的に不利にならないよう恒久的な支援の充実を図るよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策の更なる充実を図ることを要望いたします。</p>	<p>過剰米への対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進するよう要望したところであり、引き続き、米の需給と価格の安定に必要な対応を国に求めていきます。</p> <p>なお、県は、岩手県農業再生協議会と各地域農業再生協議会との意見交換等を通じて、生産者への情報提供を図りながら、需給安定に向けた取組を進めていきます。（B）</p>			
7月19日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(6) 農作物の気象災害対策について</p>	<p>(6) 農作物の気象災害対策について</p> <p>気象災害が続くなか、令和3年4月に断続的に続いた低温や遅霜、6月の降ひょうにより果樹や野菜を中心とした園芸作物に大きな被害が発生しております。花巻市では、特にりんごに大きな被害があり、霜による花芽の枯死やめしべの褐変、ひょうによるキズ果などが園地全体の7割で発生しており、収穫量の減少は避けられない状況であるとともに、サビ果や変形果など障害果の発生が懸念されております。また、野菜についても降ひょうにより</p>	<p>本年4月の凍霜害及び6月の降ひょう被害について、県では「農作物災害復旧対策事業」を発動し、緊急的な病虫害防除や生育回復のために必要な薬剤等の購入費や、人工授粉用花粉の購入費を支援しています。（B）</p> <p>また、自然災害などによる損失を補填する農業共済制度及び収入減少を補償する収入保険制度は、農業者の経営安定に重要な役割を果たしていると認識しておりますので、今後も県農業共済組合の取組等と連携し、農業経営の安定に向け農業共済制度及び収入保険</p>	県南広域振興局	農政部	B：2

		<p>枝や茎が折れるなど、今後の生育に著しく支障をきたしております。</p> <p>加えて、りんご生産者は、凍霜害に対する農業共済制度や収入保険制度に加入していない者が多く、今後の農業経営に大きな支障をきたす状況となっております。りんご生産者をはじめとした被災農業者が、今後も営農を続けられるよう支援策を講ずるよう国へ要請していただきますようお願いいたします。</p>	<p>制度が有効に活用されるよう、取り組んで参ります。（B）</p>			
7月19日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(7) 森林整備事業への支援について</p>	<p>(7) 森林整備事業への支援について</p> <p>花巻市では、森林の適切な管理を図っていくため、森林資源の把握・解析による森林情報管理、森林経営の集約化を進め、森林の保全、木材活用の推進に取り組んでおります。</p> <p>市が実施する森林整備事業については、森林環境譲与税を活用することができないため、国の事業を活用し実施しておりますが、近年、特に保育間伐等育成に関する施業の実施要望に対し、予算が減額されている状況となっております。</p> <p>森林の保全管理、将来的な資源量の確保を図るためには、適切な施業が必要であることから、森林整備事業全般に係る十分な予算の確保について国へ要請していただきますようお願いいたします。</p>	<p>県では、計画的な森林整備の促進や、路網の整備、再造林の一層の推進を図るため、令和3年6月に国に対して、森林整備事業等の予算を十分に確保するよう要望を行ったところです。</p> <p>国に対しては引き続き、当該予算が十分に確保されるよう働きかけるとともに、適切な森林施業が実施できるよう関係機関と連携しながら取り組んでいきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>林務部</p>	<p>B : 1</p>

7月19日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(8) 日本型直接支払制度の予算確保について</p>	<p>(8) 日本型直接支払制度の予算確保について</p> <p>農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されるものがあります。多面的機能支払制度においては、平成27年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動（水路整備等）に支障を来していることから、日本型直接支払制度の事業費を満額確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。また、資源向上（長寿命化）における工事について1件あたりの上限額を200万円未満と設定され、わずかでも上限を超える工事を実施しようとする場合、事務負担の大きい長寿命化整備計画の作成が新たに必要となるため組織内の活動に支障を来していることから、一律の上限額設定ではなく工事内容によっては、長寿命化整備計画を不要にすることが可能となる見直しについて併せて国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>本県では、農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、共同活動等を通じ担い手への農地集積等の構造改革を後押しするため、「日本型直接支払制度」の取組拡大を図っているところですが、令和3年度交付金の国の配分は、多面的機能支払においては要望額の85%という状況でした。</p> <p>県では毎年度、農林水産省に対して、“日本型直接支払制度の十分な予算措置”を要望しているところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。（B）</p> <p>資源向上（長寿命化）における工事費の上限額については、既存補助事業との役割分担を明確にするため、1件当たり原則200万円未満とされたものを市町村からの要望を受け、500万円未満まで引き上げたところです。</p> <p>ただし、200万円を超過する場合は、整備した施設を末永く維持管理していくことはもとより、計画的かつ適切な事業執行を担保するためにも「長寿命化整備計画」の策定は県としても必要と考えているところです。</p> <p>については、「長寿命化整備計画」の策定に当たって、県も支援するので御相談願います。（C）</p>	県南広域振興局	農政部	<p>B：1</p> <p>C：1</p>
-------	--	--	--	---------	-----	-----------------------

7月19日	1 農林業・農村政策の対応について (9) 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて	<p>(9) 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて</p> <p>農業農村整備事業の国の予算は、令和2年度補正予算繰越分と令和3年度当初予算を合わせると、毎年前年度並みの予算が確保されております。</p> <p>花巻市においては、令和3年度時点で圃場整備実施地区が新規2地区を含む6地区、計画調査地区6地区で実施しており、集落内での合意形成を進めている申請準備地区も数多く控えている状況で、更なる基盤整備の要望があり、農村の高齢化が進む中であって、農地の区画拡大による農作業効率の向上や農地の担い手への更なる集積・集約化を進める必要があります。しかし、補正予算による予算措置では、年度当初から計画的に事業を実施することができず、事業進捗に支障をきたし、結果的に事業完了が遅れる可能性があります。</p> <p>つきましては、農業農村整備事業の令和4年度当初予算において、今年度予算額（令和3年度当初予算と令和2年度補正予算）と同額程度確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>国の農業農村整備事業の令和4年度当初予算は、昨年度を上回る額が確保されています。</p> <p>また、本県の令和4年度の農業農村整備事業関係予算については、貴市をはじめ地域からのほ場整備等の要望を踏まえ、当初予算で対前年比101.1%、令和3年度補正を加えた令和4年度の実質的な執行予算として101.6%を措置したところであり、平成30年度以降、前年度を上回る執行予算を確保しています。</p> <p>県では繰り返し農林水産省に対して、“令和4年度の農業農村整備事業関係予算の十分な確保”を要望したところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1
7月19日	1 農林業・農村政策の対応について	<p>(10) 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への支援について</p> <p>「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点ため池の防災工事推進特別措置法」により、市町</p>	<p>本県では、「防災重点農業用ため池」が決壊した場合に、迅速な避難行動につなげるため、市町村のハザードマップ作成を優先的に進めています。</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

	<p>(10) 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への支援について</p>	<p>村は防災重点農業用ため池のハザードマップを作成して住民に周知することが求められております。</p> <p>令和12年度までの特措法期間内は定額補助されることとなっておりますが、ため池所有者による届け出制度が始まったことにより、今後も防災重点農業用ため池の増加が見込まれることから、対策期間内に必要なハザードマップ作成ができるように、令和4年度以降についても十分な予算の確保を国へ要請していただきますようお願いいたします。</p>	<p>また、令和3年3月に「防災工事等推進計画」を策定し、地震や豪雨による決壊の危険性などの評価を行い、計画的に対策工事を実施していくこととしています。</p> <p>近年、地震や豪雨による災害が激甚・頻発化しており、地域住民の安全・安心の確保に向け、ハード的な対策にソフト対策も含め、可能な限り前倒しで実施することが重要と認識しています。</p> <p>県では令和3年6月、9月及び令和4年1月に農林水産省に対して、“防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく安定的かつ十分な予算確保”を要望したところであり、今後とも様々な機会をとらえ、国に強く働きかけていきます。(B)</p>			
7月19日	<p>1 農林業・農村政策の対応について</p> <p>(11) 有害鳥獣被害対策について</p>	<p>(11) 有害鳥獣被害対策について 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、被害の防止に係る抜本的な取組の強化について国へ要請していただきますようお願いいたします。</p> <p>特にニホンジカ及びイノシシについては、生息域が拡大し、市内農作物への被害が増加傾向にあり、市の鳥獣被害防止計画に基づき捕獲目標数を達成するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っております。しかし、当該交付金予算が要望額に満たないため、市単独により予算措置している状況であることから、鳥獣</p>	<p>本県では、野生鳥獣の個体数管理や被害防止のため、狩猟期間の延長や新規狩猟者の確保などに取り組んでいるところです。</p> <p>令和3年6月に国に対し個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標の達成に向けて、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図ること、及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、有害捕獲活動の上限単価引き上げや必要な予算</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部、農政部</p>	<p>B : 1</p>

		被害防止総合対策の十分な予算を確保するとともに、捕獲従事者の意欲向上のために当該交付金の基本単価の引き上げについて国へ要請していただきますよう要望いたします。	措置することについて要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。（B）			
7月19日	2 産業団地整備に係る農業振興地域除外及び農地転用手続きの要件緩和について	<p>県内では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資が進んでおり、こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業団地の拡張・造成が必要となります。</p> <p>造成事業の推進にあたり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）」に基づく農業振興地域内農用地区域が含まれていた場合、当該地を農業振興地域内農用地区域から除外する必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の2点のいずれかを満たしていることが必要とされていると認識しております。</p> <p>（1） いわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等とすること</p> <p>（2） （1）以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすこと</p> <p>ア 事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性があり、かつ農用地区域以外に代替すべき土地がないこと</p>	<p>県南部においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進んでおり、産業団地が不足している状況については、県としても認識しているところです。</p> <p>企業の立地ニーズに迅速に対応し、さらなる産業集積を促進するためには、可能な限り条件の良い地域にあらかじめ一定の面積の産業団地を確保することが重要であり、農業上の土地利用の調整が計画上整った農地についても、新産業団地の候補の一つとなり得るものと考えられます。</p> <p>県としてこうした実情について、機会を捉えて国に対して説明していきます。（B）</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

		<p>イ 除外により、農用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと</p> <p>オ 土地改良事業完了の翌年度から8年を経過しているものであること</p> <p>(1) 及び (2) いずれの場合においても、個別具体的に立地企業の規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等について決定している必要があると認識しておりますが、事業者にとっては産業団地造成前にこれら要件を決定することはハードルが高く、結果的に農業振興地域内農用地区域からの除外が困難な状況です。</p> <p>つきましては、新たな産業団地の整備に際し、農業振興地域内農用地区域からの除外及び農地転用手続きにかかる基準の緩和について、引き続き国に要請していただきますよう要望いたします。</p>					
7月19日	3	いわて花巻空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、国際観光の回復には依然時間を要すると見込まれますが、訪日外国人観光客数を2030年までに6千万人に増加させるという国が掲げる目標を達成</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、台北線及び上海線ともに運休が続いていることから、感染症の収束状況等を見極めながら、早期の運航再開に向けて航空会社等への働きかけ</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A : 2 B : 3</p>

	<p>国際定期便の就航促進について</p>	<p>するため、いわて花巻空港をはじめとした地方空港のさらなる利用促進が重要でありますことから、感染症収束後を見据えた取り組みについて、以下のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 台北及び上海に加えて他のアジア諸国との定期便就航に向け、県が積極的に取り組まれていることに感謝するとともに、今後もそのような取組を要望いたします。</p> <p>(2) ゲートウェイ空港となる、新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等への国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるような国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じるよう、国に要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(3) 過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港といわて花巻空港との直通便の復活について取り組むよう要望いたします。</p> <p>(4) いわて花巻空港をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便の更なる誘致促進について国に働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>を行っていきます。そのうえで、国際線の更なる運航拡大を図るため、チャーター便の実績がある香港等に対して誘致活動を展開していきます。(B)</p> <p>(2) ゲートウェイ空港への国際便の拡充要望については、花巻空港における国際線の運航再開後の状況を踏まえながら判断していきます。</p> <p>ゲートウェイ空港との乗り継ぎについては、航空乗継利用促進協議会を通じて、乗継空港における利便性向上等を国に要望しており、今後も継続して取り組んでいきます。(B)</p> <p>(3) 過去に就航実績のある空港との直通便の再開については、就航中の名古屋線(小牧)など既存路線との競合性や観光需要の見通しなどを踏まえながら、必要に応じて航空会社への働きかけを検討していきます。(B)</p> <p>なお、過去の実績はないものの、花巻と関西を結ぶ新たな路線として、神戸線が令和3年3月28日に就航しました。(A)</p> <p>(4) 地方空港への国際便の拡充については、北海道東北地方知事会を通じて、地方航空路線の維持・拡充を図るために必要な対策を講じるよう提言するなどの働きかけを行っており、今後も引き続き取り組んでいきます。</p> <p>(A)</p>			
7月19日	4 ホットタウン湯口の	当市の西部に位置するホットタウン湯口の県有未造成地(7.9ha)につき	県有未造成地については、令和3年度も地元住民に草刈を委託し、害虫等	県南広域振興局	土木部	B : 2

	<p>利活用について</p>	<p>ましては、草刈り等の維持管理に努めていると伺っているところではありますが、雑草が繁茂しやすく、山火事の発生、病害虫の発生源、クマ、キツネなどの有害鳥獣の出没が増加するなど、日常生活の安全面に重大な影響を及ぼすおそれがあり、地元からも維持管理の充実や具体的な利活用を前提とした対応を求められているところでありませう。</p> <p>これらのことから、引き続き日常管理のご配慮とともに、積極的な利活用等を促進していただくとともに、岩手県土地開発公社に対し、分譲中の土地について、引き続き早期分譲に向けた販売促進を要請していただきますようお願いいたします。</p>	<p>の被害を防止し、当該敷地の環境改善を進めています。なお、現時点においても県による土地の利活用等が難しい状況から、引き続き、土地の売却処分に取り組むこととし、併せて、売却促進を図るため、現地に立看板を設置するとともに、県ホームページを活用し情報発信を行う予定としております。</p> <p>(B)</p> <p>旧住宅供給公社から岩手県土地開発公社が引き継いだ既造成地内の未分譲地については、令和2年度は4区画の分譲が進みました。令和3年度も岩手県土地開発公社においてキャッシュバック等の分譲キャンペーンを行うとともに、花巻市定住推進課と連携して、今後も販売促進に努めていくと聞いております。(B)</p>			
7月19日	5 広域的な公共交通の維持対策について	<p>本市では、平成29年6月に策定した花巻市地域公共交通網形成計画に基づき、まちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めており、その中において、花巻市立地適正化計画に位置付けられる拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線路線バスについては、市民の日常生活に必要な不可欠な広域生活路線として位置付け、行政と事業者が連携して、路線維持と利用促進に取り組んでいるところでありませう。一方で、モータリゼーション、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている公共交通事業者に対し、昨年度、感染防止対策に係る補助金や運行を支援するための交付金の交付を行ったところであり、今年度においても、運行を支援するための交付金を6月補正で予算措置し、安全かつ安定した運行が維持できるよう支援を行っているところです。</p> <p>また、昨年度、地域内公共交通構築検討会において、県単補助における新型コロナウイルス感染症の特例措置を検討の上、講じたところであり、引き続き、路線バスの運行を維持するため</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 4

少傾向にあり、路線維持には財政的援助が不可欠な状況となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、バス利用者が昨年度から著しく減少したことにより、運行事業者の経営状況は急激に悪化し、大きな影響を受けております。路線バスなどの公共交通は、当市のみならず、多くの岩手県民にとって必要不可欠な移動手段であることから、運行事業者が事業を継続できるよう県と市が一体となって経営を支援することが必要な状況となっているのではないかと考えております。

そのような中、県単補助事業であります「地域バス交通支援事業費補助金」については、平成23年度から指定被災市町村への特例として、補助要件の一つである「平均乗車密度が4人以上」を適用外としていただき、加えて、令和3年度事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、国庫補助事業に準じる形で特段のご配慮をいただいたところであります。

今年度に入り、国では「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の一部改正（令和3年4月5日改正）により、東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例の期間を

の支援のあり方などについて、市町村と一体となって検討を行ってまいります。（B）

国庫補助の被災地特例等については、令和2年度までとされていた期間の延長等を国に対して強く働きかけた結果、被災地特例については、令和7年度まで延長されるとともに、激変緩和措置についても、当分の間、継続されることになりました。

また、国に対して、「当分の間」とされている激変緩和措置の令和4年度以降の継続をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた要件緩和や減額調整の適用除外の継続等を要望しているところです。（B）

県単補助については、平均乗車密度が4人未満の路線においては、一定規模以上の乗合バスの運行よりも効率的な運行等が考えられることから、平均乗車密度4人以上を要件としています。

ただし、被災地特例や激変緩和措置、新型コロナウイルス感染症に伴う特例といった要件の緩和をこれまで実施してきており、今後もその時々々の社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえながら、県単補助における特例措置の継続等について検討してまいります。（B）

また、県単補助については、県民の日常生活に必要な生活交通路線の維持・確保を図ることを目的として

「平成32年度までの間」から、「令和7年度までの間」に延長し、継続して被災地への支援を行うこととしたところであります。

しかしながら、「地域バス交通等支援事業費補助金」の特例措置（激変緩和措置）による補助要件の緩和が令和7年度まで継続されることは、未定とされているところです。

当市の補助対象路線である大迫石鳥谷線及び成田線が平均乗車密度の要件を満たしておらず、補助対象から外れることが懸念されます。大迫石鳥谷線は、大迫地域からJR東北本線の石鳥谷駅に接続する重要な路線であり、成田線は、花巻市内から北上工業団地や県立工業高校に接続する重要な路線のため、両路線とも花巻市民の日常生活に欠くことができない路線となっております。また、当市の主要観光路線である「湯口線」及び「花巻温泉線」が、本年7月から減便して運行するなど影響が出ていることから、地域公共交通の維持確保を図るためには、広域生活路線以外の路線にも財政的な支援が必要となっております。

つきましては、岩手県民にとって必要不可欠な公共交通手段である路線バス維持のため、県と市が一体となり運行事業者の経営支援を行うことを検討するとともに、国に対しましては、日常生活に必要不可欠な広域生活路線の維持のため、特例期間の継続について

います。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている公共交通事業者に対して、昨年度と今年度に交付した運行支援交付金の算定基礎となる車両には、観光路線で使用する車両も含め、路線の維持が図られるよう支援を行ったところです。（B）

今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要に応じて市町村とも連携しながら、必要な支援を行ってまいります。

		<p>要請していただき、県におかれましては国庫補助事業に準じる形となっております「地域バス交通支援事業費補助金」の特例期間を恒久的な補助対象期間としてご検討いただくほか、主要な観光路線等を補助対象路線とするなど県独自の新たな財政支援策等についても併せてご検討いただくよう要望いたします。</p>				
7月19日	6 予約応答型乗合交通に係る支援について	<p>本市では、支線路線バス等が運行していない地域の生活交通として、利用者の需要に応じて運行する予約応答型乗合交通を導入しており、高齢者や車を持たない住民などの移動手段の確保を図っております。</p> <p>今後、高齢化及び人口減少等の進行に伴う路線バス利用者の減少が見込まれることから、現在、予約応答型乗合交通を導入していない地域についても、民間事業者が運行する支線路線バスの維持が困難になった場合は、順次、予約応答型乗合交通への転換を図っていくこととしております。</p> <p>県においては、地域公共交通の維持確保を図る市町村に対して支援していただいておりますが、地域公共交通活性化推進事業費補助金による予約応答型乗合交通に対する補助については、地域公共交通体系の再編に伴う新たな運行を開始する実証運行に係る車両借り上げ費用や乗合システム等の初期導入費用に対する補助に限定されている</p>	<p>地域公共交通活性化推進事業費補助については、持続可能な地域公共交通体系の構築を図るため、既存の地域公共交通の見直しに伴うデマンド交通等の実証運行などを補助対象としているものです。</p> <p>また、補助路線代替交通確保維持事業については、県が支援を行っている国庫・県単補助路線から転換した代替交通の確保維持を図るため、広域バス路線からの転換した代替交通を補助対象としているものです。</p> <p>なお、市町村の地域内公共交通の維持・確保については、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助の補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要な支援や制度の見直しを行ってまいります。（B）</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>ため、既に運行を実施している予約応答型乗合交通の運行費用には活用できない制度となっております。また、地域バス交通等支援事業費補助金において、令和2年度に新設された補助路線代替交通確保維持事業では、広域バス路線からデマンド交通等に転換せざるを得ない場合の代替交通が補助対象となったものの、支線路線バスの代替交通は補助対象となっていないことから、今後、予約応答型乗合交通への転換を図っていくなかで財政的負担の増加が懸念されます。</p> <p>つきましては、予約応答型乗合交通などにより継続的な地域住民の生活交通の確保を図る市町村が広く活用できる支援制度となるよう、制度の見直しについて検討いただきますよう要望いたします。</p>				
7月19日	7 (仮称) 花巻PAスマートインターチェンジ整備への支援について	<p>当市では、東北縦貫自動車道や東北横断自動車道釜石秋田線などの高速交通網の恩恵を最大限に活かし、地域内外の産業拠点や救急医療施設との高速道路による有機的連携を図るため、東北縦貫自動車道花巻PAへのスマートインターチェンジの整備を進め、令和元年9月27日に国土交通省による新規事業化の決定を受け、関係機関と基本協定等の締結を行ってきたところであります。</p> <p>花巻PAに近接する北上工業団地では、「キオクシア(旧東芝メモリ)」</p>	<p>スマートインターチェンジは、高速道路の利便性が向上することに加え、物流の効率化、医療機関へのアクセス向上、観光振興などの面で地域に多様な効果をもたらす事業であるとともに、既存の道路ストックを「賢く使う」という点においても、有効な施策であると認識しており、令和3年6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望等において、整備を推進するための必要な予算を確保するよう国に要望したところです。</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1

		<p>が令和元年10月に新工場を完成させ、量産開始を見込むほか、同団地の拡張が予定されるなど、将来的にも当該地域周辺からの製造品搬送のための高速道路の利用増加が見込まれます。</p> <p>こうした物流の急激な増加に対応するため、早急に北上工業団地立地企業などの高速道路へのアクセス向上による利便性を高めることが非常に重要であります。</p> <p>また、市では、この（仮称）花巻PAスマートインターチェンジと国道4号花巻東バイパス南口を結ぶための市道「山の神諏訪線」を整備中であり、あわせて周辺を企業立地の候補地として活用を検討しているところです。</p> <p>つきましては、このスマートインターチェンジについて、早期の完成に向けた確実な予算確保を国へ要請していただきますとともに、県道花巻和賀線と連結するためのアクセス道路の整備に向けて特段のご配慮をいただきますよう要望いたします。</p>	<p>また、（仮称）花巻PAスマートICは令和元年9月20日に連結が許可され、令和2年3月31日には事業の実施に関する基本協定及び工事細目協定を締結したところであり、県道花巻和賀線へのアクセス道路については、令和3年度は道路詳細設計を進めてきました。</p> <p>今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。（A）</p>			
7月19日	8 「山の神地区交差点改良」及び「国道4号北上花巻道路」の早期完成について	<p>国道4号山の神地内の花巻東バイパス南口から北上市村崎野地内までの約3km区間については、2車線であるためボトルネックとなっており、慢性的渋滞や交通事故も多い状況にあります。</p> <p>また、周辺にある北上市の工業団地では「キオクシア（旧東芝メモリ）」が令和元年10月に新工場を完成させ、</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和3年6月17日に行った令和4年度政府予算提言・要望において、一般国道4号の整備促進について国に要望したところですが、引き続き国へ働きかけていきます。（B）</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1、 B : 1

		<p>今後、量産開始や関連企業の進出が見込まれております。</p> <p>このため、国道4号の渋滞は、ここ数年の間にも、更に深刻化することが予想されているところであります。</p> <p>こうした中、令和元年度に終点部分花巻市側の「山の神地区交差点改良」が、令和2年度に「国道4号北上花巻道路」が新規事業化され、「山の神地区交差点改良」につきましては令和2年度に工事着手し、今年度は工事も最終段階になると伺っております。また、「国道4号北上花巻道路」につきましては今年度より飯豊地区の既設構造物撤去に着手すると伺っており、事業の進捗が図られ、今後、県南地域の産業振興や物流の効率化に大きく寄与することが期待されるところであります。</p> <p>つきましては、「山の神地区交差点改良」及び「国道4号北上花巻道路」の早期完成について、国に要請していただきますよう強く要望いたします。</p>	<p>また、山の神地区交差点については、国道、県道及び市道が近接しているため、一体的に改良を実施する必要があることから、県管理区域の工事を国に委託して工事を進め、令和4年2月に完成しました。（A）</p>			
7月19日	<p>9 主要地方道の整備について</p> <p>(1) 主要地方道花巻大曲線の整備促進について</p>	<p>本路線は、岩手県内陸部と秋田県内陸部を接続する広域的な重要路線であり、県内においては、西和賀地域から、いわて花巻空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通施設へのアクセス道路や、観光地域へ直結する観光ルートとして、産業・経済の発展や文化の交流促進などの効果が期待されています。</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山（おぐらやま）の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。</p> <p>未供用の残る約1.5kmについては、令和元年11月に4号トンネル西側の橋梁が概成し、令和2年3月には4号トンネル築造工事を契約したところであり、令和3年度はトンネル築造工事を</p>	県南広域振興局	土木部	<p>A : 1</p> <p>C : 1</p>

また、当市と西和賀町を最短距離で結ぶだけではなく、西和賀町沢内地内においては、花巻市内の病院への通院路線として利用する重要な道路であります。

しかしながら、本路線は、未だ冬期間においては通行止めとなることから、迂回を余儀なくされており、一日も早い通年で通行確保が望まれているところであります。また、平成30年4月に未改良区間の沢内川舟地内において道路わきから土砂崩落が発生し、さらに同年10月には別の個所においても新たな崩落が確認されました。昨年11月に通行止めは解除されたものの、冬期間の通行止めを含めた約2年間、地域住民にとって多様な役割を果たす道路が寸断されたことは、事業が進められている道路改良整備の重要性、緊急性を改めて認識しております。

交流・連携及び防災・減災に資する重要な路線としての機能が十分に発揮されるためには、未改良区間の小倉山の2工区4号トンネルの開通が不可欠であることから、早期の完成が強く求められております。こうした中、令和元年の岩手県議会9月定例会において、4号トンネルを含む未改良区間の工事について補正予算が可決され、その後、令和2年の3月議会において令和4年度までの4カ年にわたる工事契約の議決がなされ、本契約の締結となりました。令和2年度から本格的に工

進めてきました。今後とも地域の御協力をいただきながら、早期供用に向け、整備推進に努めていきます。(A)

一方、西鉛地区から旧野外活動センターまでの区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)

		<p>事着手しているところであり、11月にはトンネル築造工事の安全祈願祭が挙行され掘削工事が開始されるなど、工事は着実に進捗していると伺っており、本路線の全線開通に向け大きく前進している状況にあります。</p> <p>つきましては、未改良区間の早期完成に向けた確実な予算の確保が必要でありますので、特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。</p>				
7月19日	<p>9 主要地方道の整備について</p> <p>(2) 主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について</p>	<p>本路線は、盛岡市と北上市を結ぶ幹線道路であり、また国道4号を補完するルートとして、地域間の交流、連携及び産業経済の活性化を支える重要な役割を担っております。近年、本路線の交通量は大幅に増大し、特に、大型車両の増加が著しく、沿線には人家や振興センターなどの公共施設があり、小中学生の通学路となっております。</p> <p>北湯口地区と大瀬川地区においては歩道が未整備となっており、子供や高齢者の歩行が危険な状況であり、歩行者の安全対策が重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、北湯口地区の1,404mと大瀬川地区の532mの歩道整備促進について要望いたします。</p>	<p>御要望の箇所については、令和4年度、北湯口地区で用地測量、大瀬川地区で一部工事着手する予定であり、引き続き整備を推進していきます。</p> <p>(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>
7月19日	<p>9 主要地方道の整備について</p> <p>(3) 主要地方道北上東</p>	<p>本路線は、東和地域と北上市更木地区を結ぶ重要な幹線路線であり、また、岩手県立中部病院へのアクセス道路として、救急搬送や通院路線となっていることから、安全で速やかな走行</p>	<p>主要地方道北上東和線の更なる改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

	和線の整備促進について	<p>が求められ、東和地域のみならず大迫地域や遠野市等からの搬送時間の短縮が期待されます。しかしながら、当該路線において、曲折、急勾配、幅員の狭小箇所など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、これら危険個所の改良整備促進について要望いたします。</p>				
7月19日	<p>10 一般県道の整備促進について</p> <p>(1) 一般県道花巻田瀬線の整備促進について</p>	<p>本路線は、東和町田瀬地区と矢沢地区を結ぶ路線で、奥州市や遠野市、一関市東部から花巻・盛岡方面へ向かう利用者も多く、重要な路線となっております。また、周辺にある田瀬ダムでは、毎年各種イベントのほか全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの通行量が増大しております。</p> <p>しかしながら、谷内峠付近は曲折、急勾配など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、これら危険箇所の改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>一般県道花巻田瀬線谷内峠付近の更なる改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月19日	<p>10 一般県道の整備促進について</p> <p>(2) 一般県道下宮守田</p>	<p>本路線は、国道107号と国道283号を結び、東和町田瀬地区から隣接する遠野市宮守町、奥州市江刺区に通じる幹線道路であり、また、沿線には田瀬ダム、田瀬釣り公園、オートキャンプ場</p>	<p>一般県道下宮守田瀬線の御要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

	瀬線の整備促進について	<p>などが立地しており、毎年、各種イベントが開催されているところであります。特に、田瀬ダムでは全国規模のボート大会が開催されるなど、観光やレジャーでの交通量が増大してきており、観光振興を支援する重要な路線となっております。</p> <p>しかしながら、田瀬ダム堰堤付近は、曲折、幅員の狭小箇所など整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、田瀬ダム堰堤から西側約600mと東側1,300mの改良整備促進について要望いたします。</p>	<p>なお、安全、安心な道路交通を確保するため、同路線の花巻市田瀬地区については、法面の落石対策等を実施することとしており、令和2年度に測量調査が完了し、令和4年度は法面の設計に着手する予定です。</p>			
7月19日	<p>10 一般県道の整備促進について</p> <p>(3) 一般県道石鳥谷大迫線の歩道整備促進について</p>	<p>本路線は、国道4号と大迫地域を結び、地域の交流や連携及び産業経済の活性化を支える重要な路線であります。また、朝夕の通勤通学時間帯に主要道路を迂回する車両、特に大型車両による交通量が増大傾向にあります。沿線には人家が多く、近隣には保育園や小学校、県立高校が位置するなど、通勤通学路として利用されておりますことから、歩行者等の交通安全対策が重要な課題となっております。</p> <p>つきましては、道路利用者の安全確保のため、歩道整備について早期着手されるよう要望いたします。</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>御要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

7月19日	10 一般県道の整備促進について (4) 一般県道花巻停車場花巻温泉郷線の延伸整備について	<p>本路線は、花巻駅を起点とし、台温泉までの延長約10kmの道路であり、花巻温泉郷を訪れる多くの観光客が利用しております。台温泉は、温泉旅館、自炊旅館、日帰り温泉が点在する歴史ある温泉街で、その利用者は宿泊客、日帰り客合わせて年間約44,000人にもなります。台温泉利用客や周辺住民にとっては本路線以外にアクセス道路が無く、観光面のみならず、生活道路としても非常に重要な道路となっております。</p> <p>しかしながら、本路線は、急峻な自然斜面に囲まれ、並行して台川が流れ、上流には台川ダムがあります。そのため、近年、全国的に頻発している集中豪雨などが発生した場合、斜面崩壊や地滑り、洪水や土砂の氾濫、流木の集積などにより道路が寸断されることが懸念されております。さらに、当該地区には迂回路がないことから、このような災害時においては、台温泉利用客や周辺住民の孤立化が危惧されております。</p> <p>つきましては、災害に強い広域道路ネットワークの構築のため、本路線を主要地方道花巻大曲線まで延伸整備していただきますよう要望いたします。</p>	御要望の区間は、平成27年度に一般県道花巻停車場線と一般県道花巻温泉郷線の2路線を統合し、一般県道花巻停車場花巻温泉郷線として新規路線認定する際に、道路の現状が無いことから除外した区間であり、周辺地域における大きな環境の変化が見受けられないことや、地形が厳しく、整備には多額の事業費が見込まれること等から、早期の整備は難しい状況です。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月19日	11 自転車道の整備促進及び舗装補修について	自転車は、近年、全国的なサイクリングブームにより、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢	一般県道遠野東和自転車道線については、平成4年度に事業着手し、延長約30kmのうち、約27kmを平成17年度までに供用しています。	県南広域振興局	土木部	C : 1

		<p>献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。</p> <p>当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業の実施や「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところではありますが、更なる自転車活用を図るため下記のとおり要望いたします。</p> <p>一般県道遠野東和自転車道線の整備促進について</p> <p>本路線は、遠野市土淵町伝承園から宮守町を経由し、花巻市東和町田瀬に至る延長29.8kmで計画された自転車道であり、平成12年4月の一部共用開始以降、サイクリングや散策等に利用されておりますが、柏木平地区から田瀬地区への一部区間が未整備となっております。</p> <p>つきましては、遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの3.3km（遠野市宮守町分2.5km、花巻市東和町分0.8km）の未整備区間について、早期の整備再開を要望いたします。</p>	<p>御要望の箇所については、地形が急峻で、事業費が大きいと見込まれ、整備は困難な状況ですが、整備済み区間の利用者の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に検討していきます。（C）</p>			
7月19日	12 北上川の河川改修について (1) 北上川新堀地区築堤整備事業	<p>平成14年7月に発生した大雨災害は、市内全域で168戸が床上、床下浸水するなどの大きな被害をもたらしました。</p> <p>その後、国土交通省のご尽力により、北上川右岸の石鳥谷築堤工事が完</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

	<p>の早期着手について</p>	<p>成するなど、市内における改修事業が着実に推進されていることに対し、深く感謝いたしております。</p> <p>しかしながら、平成19年9月の大雨災害では、家屋の床上・床下浸水のほか、農地が冠水するなど甚大な被害が発生し、平成29年9月の大雨による洪水でも農地冠水が発生するなど、近年、被害が頻発する中、市内には未だ無堤区間が多く残っており、降雨期の増水による河岸決壊や無堤箇所での浸水が懸念されております。</p> <p>本市のハザードマップによると、想定最大規模降雨（L2）による洪水が発生した場合、石鳥谷地域東側の多くの居住地が浸水想定区域に含まれており、新堀地区及び八重畑地区の想定避難者数は約1,800人にのぼります。また、計画規模降雨（L1）による洪水の場合においても約1,300人の避難者が想定されており、指定緊急避難場所である石鳥谷東部土地改良区、八重畑振興センターのほかに指定避難所である八重畑小学校を開放しても収容しきれず、地域住民に大きな不安を与えている状況にあります。</p> <p>つきましては、住民に対し安全で安心な地域づくりのため、国に対し、河川改修事業の促進を要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>（1）北上川新堀地区築堤整備事業の早期着手について</p>	<p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「新堀地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、実施時期を検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行ってまいります。（B）</p>			
--	------------------	--	--	--	--	--

		一級河川北上川の石鳥谷大橋から上下流の左岸約3.0km区間について、輪中堤防整備事業着手を国へ要請していただきますよう要望いたします。				
7月19日	12 北上川の河川改修について (2) 北上川八重畑地区築堤整備事業の早期着手について	(2) 北上川八重畑地区築堤整備事業の早期着手について 一級河川北上川の東雲(しのめ)橋付近から下流の左岸約2.6km区間について、輪中堤防整備事業着手を国へ要請していただきますよう要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「八重畑地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、実施時期を検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B : 1
7月19日	12 北上川の河川改修について (3) 北上川八幡地区築堤整備事業の早期着手について	(3) 北上川八幡地区築堤整備事業の早期着手について 一級河川北上川の井戸(いど)向(むかい)橋付近から下流の右岸約3.0km区間について、早期の堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。	無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「八幡地区」の上流部においては、平成23年度に家屋浸水被害対策として輪中堤の整備が完了しております。また、「八幡地区」の下流部につ	県南広域振興局	土木部	B : 1

			<p>いては、洪水被害の状況、今後の土地利用の状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、実施時期を検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)</p>			
7月19日	<p>12 北上川の河川改修について</p> <p>(4) 北上川宮野目地区築堤整備事業の早期着手について</p>	<p>(4) 北上川宮野目地区築堤整備事業の早期着手について</p> <p>一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸約2.0km区間について、早期の堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、当該「宮野目地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、実施時期を検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1
7月19日	<p>12 北上川の河川改修について</p> <p>(5) 北上川外台地区築堤の延伸促進について</p>	<p>(5) 北上川外台地区築堤の延伸促進について</p> <p>一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側は、平成15年度事業において延長600mの堤防が整備されましたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約1.2kmの堤防整備を国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「外台地区」については、洪水被</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

			<p>害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況等を総合的に勘案しつつ、対応を検討すると聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)</p>			
7月19日	12 北上川の河川改修について (6) 北上川の花巻堤防の強化について	<p>(6) 北上川の花巻堤防の強化について</p> <p>堤内地が、住宅、商店、事務所等が密集している中心市街地となっている一級河川北上川の朝日橋付近右岸側の堤防について、河川整備基本方針で計画している規模の洪水に耐え得る堤防として、さらなる強化を講じるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>花巻堤防については、既に完成形で整備されており、かつ、「堤防浸透に関する詳細点検結果」では、安全性は基準値以上となっていることから、今後、堤防整備はないと聞いています。</p> <p>今後も、平常時から河川巡視等による監視、また、洪水時の河川巡視、変状等確認された場合の応急対応等、適切な河川管理に努めていくと聞いております。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1
7月19日	13 北上川水系猿ヶ石川の東和町地内の河川改修の促進について	<p>猿ヶ石川右岸の東和町安俵地区と同左岸の南成島地区は無堤坊地区であり、近年、多発するゲリラ豪雨により河川への出水が頻発し、支流中小河川との合流点においては水位が上昇し農地等の冠水被害が発生しております。また、天然河岸のため浸食も著しいことから、築堤等の整備が必要な状況にあります。</p> <p>つきましては、矢崎橋付近から上流右岸約1.0km、及び毘沙門橋付近から上流左岸約0.5kmの無堤坊区間について、早期の築堤整備計画及び事業着手について、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>無堤坊間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤坊間等の整備を重点的に実施しており、当該「猿ヶ石川の東和町地内(安俵地区、南成島地区)」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況、他地区の整備状況を総合的に勘案しつつ、対応を検討すると聞いています。</p> <p>県としても治水対策は重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

7月19日	14 県管理河川の改修整備促進について (1) 滝川の河川改修整備の早期着手について	<p>近年の台風や豪雨を原因とする家屋の床上・床下浸水や農地の冠水などの被害については、地域住民が大きな不安を抱えているほか、災害に強い河川への改修を求める要望が多く寄せられているところでもあります。</p> <p>突発的、多発的に発生する浸水被害を軽減するためには、築堤工事や護岸整備といった中長期的な事業のほか、樹木伐採や河道掘削等、それぞれの地域に即した緊急的な対策が必要であり、当市においても河道内の樹木伐採、河道掘削等を実施していただいていることに深く感謝しております。</p> <p>引き続き、河川の氾濫や浸水等による被害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、県管理河川の改修整備促進について要望いたします。</p> <p>(1) 滝川の河川改修整備の早期着手について</p> <p>東和町砂子地区を流れる一級河川滝川は、北上川水系毒沢川の支流であり、毒沢川合流部からの約1.1kmは河川改修が終了しているものの、上流部の1.7km区間は未改修のため出水により河岸が被災し、部分的・点的に災害復旧事業で被災箇所を復旧している状況です。また、近年の局地的な豪雨による出水時は河川断面が小さいことから、溢水して農地に冠水被害を及ぼすなど河川改修整備が必要であります。</p>	<p>県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所を優先的に進めています。御要望の箇所については、平成29年9月洪水において田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害がなかったことから、周辺の土地利用状況やほ場整備事業の計画内容も踏まえて、県全体の治水対策の中で緊急性、重要性を勘案しながら事業化について検討していきます。</p> <p>また、河川巡視等により河川の状況把握を行い、緊急性などを考慮しながら河道掘削や立ち木伐採を計画的に実施し、今後とも適切な維持管理に努めてまいります。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
-------	---	--	--	---------	-----	-------

		つきましては、未改修区間の河川改修整備について、早期に計画に掲載し事業着手されるよう要望いたします。			
7月19日	14 県管理河川の改修整備促進について (2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について	(2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削の必要な箇所について、引き続き事業を実施し、河道内の断面不足の解消を速やかに講じるよう要望いたします。	河道掘削及び立ち木伐採については年次計画を策定の上、緊急性や重要性を勘案しながら計画的・継続的に取り組んできたところです。 平成30年度から国が進めている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による国費も活用しながら進捗を図っています。 令和元年度は当管内においても豊沢川はじめ3河川で実施したところであり、令和2年度は稗貫川はじめ5河川において実施しています。 今年度は豊沢川はじめ5河川で河道掘削及び立ち木伐採を実施しています。 これからも現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めてまいります。(B)	県南広域振興局	土木部 B : 1
7月19日	15 在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充について	医療的ケアを必要とする在宅の重症児(者)とその家族を支援するため「岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業」が平成29年10月1日から始まり、当市においても「花巻市在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業実施要綱」を定め支援体制を整備したところであり、当該事業は県の実施要綱第2の別表第1における判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児(者)、10点以上	「岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業」は、超重症児(者)等を対象とした障害福祉サービスの介護給付費と入院時における診療報酬との差が大きいことから、この差に相当する金額を市町村を通じて事業所に補助することにより、特に濃密な医療的ケアが必要な超重症児(者)等の在宅でのケア負担の軽減を図ることを目的に創設した事業です。	県南広域振興局	保健福祉環境部 C : 1

		<p>25点未満の場合を準超重症児（者）と定義し、短期入所支援に係る事業所への補助金を県と市町村がそれぞれ1/2を負担するものですが、判定スコアが10点未満でも経管栄養や胃ろう、吸引、導尿などの医療的ケアが必要な障がい児（者）に関しても、家族の負担感は変わらないにも関わらず、当該事業の該当から除外されております。また知的障がいと身体障がいを併せもつ「重症心身障がい児」に関しても、当該事業の該当から除外されている状況であります。介護の負担が大きい「重症心身障がい児」も本制度の対象とし、障がい児全体の短期入所の受入体制の充実が図られるよう要望いたします。</p>	<p>一方で、超重症児（者）等の判定スコアに及ばない医療的ケア児の診療報酬については、重症児受入体制加算の対象外となり、介護給付費と比較して差が小さいと考えられるため、差額相当額の上乗せによる事業所への経済的なインセンティブを通じた短期入所受入の促進という制度の主旨から、対象者の拡大についてはなお慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、重症心身障がい児については、医療的ケアを要しない場合、介護給付費と診療報酬との差が生じないため、本事業の趣旨から同様に対象とすることには、慎重な検討が必要であると考えます。</p> <p>なお、県では、医療的ケア児の短期入所に対応できる受入施設を拡大するため、国に対し、障害福祉サービスの報酬単価を入院時の診療報酬単価相当額に引き上げるよう併せて、重症心身障がい児を受け入れる施設に対する報酬を引き上げるよう要望を行っており、令和3年度の報酬改定では、短期入所事業所が医療的ケア児等の受入れ体制を強化した場合に報酬上評価するなどの措置が講じられているところです。</p> <p>今後とも、医療的ケア児等の短期入所の受入体制の充実が着実に図られるよう、引き続き国に対し、報酬単価の引上げについて要望していきます。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			<p>また、県では引き続き、医療的ケア児等とその家族や、医療機関、施設・事業所等の実態把握に努め、具体的な支援方策を検討していきます。(C)</p>			
7月19日	16	<p>65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について</p> <p>改正障害者総合支援法施行に伴い、同法施行令及び同法施行規則が平成30年4月1日に改正され、65歳に至るまで長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)する仕組み(新高額障害福祉サービス等給付費)が創設されましたが、その対象者の要件は、次の全ての要件を満たすものとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 65歳前5年間引き続き障がい福祉サービスを利用 2 障がい福祉サービス相当の介護保険サービスを利用 3 障がい支援区分2以上であった 4 非課税世帯・生活保護世帯 5 65歳前に介護保険サービスを利用していない <p>しかし、上記要件をすべて満たす高齢障がい者は一部に限られ、介護保険サービスの利用者負担が新たに生じることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行が困難となっています。</p> <p>つきましては、全ての高齢障がい者が介護保険サービスに移行するにあたり利用者負担が軽減されるよう国へ要</p>	<p>本県において、令和元年5月に新高額障害福祉サービス等給付費に係る市町村の運用状況を調査したところ、制度対象者の把握に至っていない市町村があったことから、令和元年6月に各市町村に対して、制度の周知等について通知するとともに、岩手県介護支援専門員協会に対して、対象者の利用申請への協力を依頼しております。</p> <p>本制度については、高齢障がい者の障がい福祉サービスから介護サービスへの円滑な移行を目的とするものですが、一方で、介護保険サービスを利用する一般高齢者との公平性等に留意する必要がありますので、市町村や関係団体等の意見も参考にしながら、制度改正について国への働きかけを検討していきたいと考えています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>請していただきますよう要望いたします。</p>				
7月19日	17 地域生活支援拠点等の整備について	<p>国においては、令和2年に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を改定し、令和5年度末までの間、障がい者の高齢化・重度化・家族支援が受けられなくなった場合を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点等」について、各市町村又は圏域に少なくとも一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを義務付けております。</p> <p>しかし、令和2年4月時点での地域生活支援拠点等の全国の整備状況は、全国自治体数1,741市町村に対し、469市町村で整備され、整備率は26.4%と低い状況にあります。</p> <p>この背景には、サービス機能の連携強化や新たな支援体制の構築が必要かつ重要であるにもかかわらず、それらを推進するための人的経費や整備にかかる財源が確保されていないことが大きな要因となっています。当市においては、国の指針に基づき地域生活支援拠点等の体制整備を進め、令和3年度中に緊急時の受入れ体制を整え、事業を開始する予定としております。</p> <p>当市の令和3年度の地域生活支援拠点に係る予算措置は、39,568千円であり、特定財源として国県の補助金を見</p>	<p>県では岩手県障がい者プランにおいて、障がい者一人ひとりが、地域の人たちと支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう障がい者が安心して生活できる環境の整備を進めることとしており、地域生活支援の機能をさらに強化する地域生活拠点の整備は重要と考えています。</p> <p>緊急一時的な宿泊等に係る居室確保や、相談体制の整備に係る経費については、国の地域生活支援事業のうち「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能とされていることから、県では、地域生活支援事業を活用した支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について令和3年6月に厚生労働省に要望を行ったところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。(B)</p> <p>また、県では、地域生活支援拠点の整備に向け、市町村への情報提供のほか、新たに地域生活支援拠点として施設を整備する法人に対しては、国庫補助を活用し施設整備補助を行うこととしており、今後も整備促進に向けた支援に努めて参ります。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

込んでいるものの運営経費のほとんどが一般財源等の市の財源となっております。

整備の推進と今後の運営に係る財源としては、国の地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能となっておりますが、その対象は緊急時や体験のための居室確保や地域生活移行のためのコーディネーターの配置に限られており、運営に係る人件費、緊急時の受け入れに係る体制整備のための経費、管理や運営のためのシステム構築費等は対象になっておりません。また、補助対象経費の1/2以内の補助となっておりますが、昨年度は圧縮率55.5%と国の予算内での交付となるため、満額支給されていません。加えて、地域生活支援拠点等の機能の一つである「相談支援」については、今まで基幹相談支援センターを中心として市内7か所の相談支援事業所との連携により支援してまいりましたが、増加する相談業務に対応するために、人的経費の他、多くの経費を投入し現在に至っている状況であり、国の支援として普通交付税措置されているとはいえ、支出が増大する中で現状において用意されている補助金のみでは、今後の地域生活支援拠点等の持続的な運営に支障をきたすことも予想されます。つきましては、今後、家族支援が受けられなくなった場合等、さらに必要性が高くなる地域生活支援拠

		<p>点等の整備について、国が示す指針に基づき整備し、持続的に運営するためには財源確保等が喫緊の課題であることから下記のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び持続的な運営のため、国において新たな補助金制度を創設すること。また、現在の地域生活支援事業の補助対象を拡充するとともに、満額の支給とし十分な財政措置を講じるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 岩手県におかれましても、地域生活支援拠点等の整備及び持続可能な運営を支援する新たな補助金制度を創設するとともに、他自治体の先進的な取組等に関する情報提供や関係機関との意見交換会の開催について検討いただきますよう要望いたします。</p>				
7月19日	18 国民健康保険に対する財政支援について	<p>東日本大震災津波の影響により、国保保険者の財政状況が悪化したことから、平成24年度から、一定の基準に該当する場合、医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する特定被災区域の保険者（市町村）への財政支援として、国の特別調整交付金が交付されているところです。</p> <p>被災者の生活再建は道半ばであり、引き続き支援していく必要がありますが、市町村国保の財政状況は依然として厳しい状況にあります。</p>	<p>県では、被災した市町村の国保財政について、医療費増加等により依然として厳しい状況であると認識しており、このため、調整交付金の増額や国費による補填など国による十分な財政支援を講じるよう、県の令和4年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。（A）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

		つきましては、今年度以降も引き続き、東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援を実施するよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。				
7月19日	19 早池峰山 登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について (1) 登山者の安全確保と高山植物の保護について	早池峰山の登山者数は平成27年度には15,767人でありましたが、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落や新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込み、令和2年度では9,349人となっております。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山しておりましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している状況です。小田越登山口は河原の坊登山口と違い、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から登山せざるを得ないことから、小田越登山口にトイレの設置が求められております。また、早池峰山唯一の避難小屋である山頂避難小屋は昭和61年11月に建築され、築34年以上が経過しており、著しく老朽化が進んでいる状況となっております。これらのことから下記の項目について要望いたします。 (1) 登山者の安全確保と高山植物の保護について	①小田越ルートにおいては、自然公園保護管理員によるパトロールのほか、登山道にロープや木歩道を設置し、高山植物の保護対策を行っているところです。今後は、標識や歩道などの県管理施設の計画的な整備に努めるとともに、整備費用に対する十分な予算の確保について国に要望していきます。 (B) 登山口へのバイオトイレの新設については、早池峰地域保全対策事業推進協議会において、汲取式トイレから携帯トイレへの移行方針を出し、関係市等への協力を依頼しながら、携帯トイレの普及や利用促進を図っているところです。また、登山シーズン中は登山口に仮設トイレを設置し、登山者への対応を行っているところです。今後は、登山口が遠野市の地域となっていることから、関係市の意向を確認しながら、対応について検討してまいります。(B) ②縦走ルートにおける登山者の安全確保等については、自然公園保護管理員のパトロールなどにより危険箇所の内容を精査しつつ、ルート内の県管理施設の計画的な修繕に努めていきます。	県南広域 振興局	保健福祉 環境部	B : 3

		<p>登山者の安全確保と登山道外歩行から高山植物を保護するため、ロープや案内表示等の更新を要望します。</p> <p>①小田越ルート（小田越登山口→山頂）</p> <p>登山者がコースから外れて高山植物等に影響を与える懸念があることから、登山者がコースから外れないように経年劣化したロープの更新などを行うこと。また、小田越登山口へ自然環境に配慮したバイオトイレの整備を行うこと。</p> <p>②縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山）</p> <p>縦走ルートは、早池峰山登山コースで一番延長が長いこと、また、これまで利用者が少なかったことからコースが荒れているほか、案内表示や番号札の更新が行われておらず、ところどころ棄損や欠損していることから、登山者の安全確保のため経年劣化したロープや案内表示等の更新などを行うこと。</p>	<p>なお、縦走ルートについては事業執行者である地元自治体と情報共有を図りながら対応を検討していきます。</p> <p>（B）</p>			
7月19日	19 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について (2) 山頂避難小屋の整備について	<p>(2) 山頂避難小屋の整備について</p> <p>登山の際、唯一の避難小屋である山頂避難小屋は築34年を経過し著しく老朽化が進んでいることから、登山者の安全確保のため早期の整備を行うこと。</p>	<p>山頂避難小屋については、これまで建物調査を行いながら、屋根の塗替えや窓などの修繕により、避難小屋としての機能を保持してきたところですが、令和2年度に再度建物調査を行ったところ、改修が必要と判断され、早池峰地域保全対策事業推進協議会において、改修の方針を示し、了承されたところではあります。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

			<p>令和3年度は改修工事に係る調査設計を行っており、令和4年度以降に改修工事を実施する予定としています。</p> <p>(A)</p>			
7月19日	20 日本語指導担当教員の配置について	<p>日本に定住する外国人世帯の増加により小・中学校での在学を希望する外国人児童生徒が増加傾向となっており、教員等との意思疎通が十分にできず、学校生活に適應できない児童生徒への対応が求められております。花巻市においては、当該児童生徒に対し、日本語指導及び学校生活支援のため、独自に講師派遣を行い対応しているところですが、外国人生徒が扱う言語は英語、中国語、タガログ語など多様であり、対応できる指導講師の確保について困難を極めております。</p> <p>つきましては、外国人児童生徒の実態に応じた教育の充実を図るため、県におかれましては、日本語指導担当教員の計画的・安定的な配置がなされるよう体制の構築を要望いたします。</p>	<p>外国人児童生徒等教育に必要な教員の配置については、加配を必要とする学校等の状況を精査した上で毎年国へ加配を要望し、配置しているところです。</p> <p>平成29年度から義務標準法の一部が改正され、外国人児童生徒等教育については、10年をかけて、日本語指導担当教員が基礎定数化されることとなり、指導が必要な児童生徒18人に対し、担当教員1人が定数措置されることとなりました。また、本県のような散在地域（児童生徒が18人に満たない地域）への対応のための加配が一定数措置されています。</p> <p>この改正を受け、本県におきましては、今年度は基礎定数化分と加配措置分を合わせて5名の教員を県内の小・中学校に配置していますが、外国人児童生徒の在籍等、各市町村の状況を踏まえながら、引き続き加配措置を国に要望していきます。(B)</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B : 1
7月19日	21 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について	<p>学校教育法施行規則が改正され、中・高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程外）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が新たに位置づけられました。この改正により、部活動指導員</p>	<p>県では、部活動の質的な向上及び教職員の負担軽減の取組のひとつとして「部活動指導員」の配置を推進しています。</p> <p>令和2年度からは、広域的に人材確保をするための交通費の支援が拡充さ</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B : 1

		<p>は部活動の指導、顧問、単独での引率を行うことが可能になるなど、部活動指導体制が充実しました。</p> <p>花巻市教育委員会が平成30年度に実施した調査によると、中学校教員においてはその時間外勤務の約1/2が部活動指導によるものであり、依然として大きな負担となっていることから、負担軽減はもちろんのこと、生徒へのきめ細やかな指導が期待されているところです。</p> <p>花巻市においては、国県補助制度を活用しながら市内全中学校に指導員を配置して部活動指導の充実と教員の負担軽減を図ることとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から指導員の身分が会計年度任用職員に移行され、部活動指導員の期末手当が補助対象経費となったものの、大会等に引率する際の旅費については補助対象経費に含まれていないところです。</p> <p>つきましては、教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、部活動指導員配置の補助制度を継続していただきますよう国へ要請いただきますよう要望いたします。</p>	<p>れたことに加え、部活動指導員の身分が会計年度任用職員に移行したことに伴い、期末手当についても補助対象経費となったところです。</p> <p>なお、令和3年6月に国に対し要望を実施しているところであり、引き続き国に対し「部活動指導員」の配置の継続・拡充及び引率旅費を国庫補助対象とするよう、要望していきます。</p> <p>(B)</p>			
7月19日	22 保育士の処遇改善について	<p>本市においては、保育所等の待機児童が毎年発生しており、保育利用希望者に対する施設の利用定員数は充足し</p>	<p>県では、保育士の技能や経験に応じた保育士等の処遇改善の取組が進められるよう、受講が処遇改善加算Ⅱの加</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>ているものの、保育人材の不足により、施設によっては利用定員数まで児童を受け入れることが困難な状況にあることが要因であると捉えております。</p> <p>このことから本市では、奨学金返済者への助成や保育士の復職支援など保育士確保のための事業に継続的に取り組んでおりますが、市内の私立保育施設においては必要な保育士数の採用には至っていない状況にあります。保育士養成機関の関係者からは、コロナ禍にあって新卒保育士の就職が地元志向の傾向にあると伺っておりますが、給与水準が高く福利厚生も充実している関東方面の保育施設に就職される方も相当数あり、県内の保育士の賃金が全国に比べ低い状況にある中、保育士の確保は依然厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、人材不足の解消を図り、保育の質の向上につなげるため、公定価格の引き上げなど、特に地方の保育士の処遇改善に向けた取り組みを行っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>算要件とされる保育士等キャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇改善の取組を支援しています。</p> <p>また、保育士の待遇改善が図られてきているものの、依然として保育士の確保が必要な状況であることから、国に対し、抜本的な保育士確保施策を講じるよう、本年6月に実施した政府予算要望において要望を行ったところです。</p> <p>今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。(B)</p>			
7月19日	23 県立高等学校のあり方について (1) 県立高等学校の再編について	「新たな県立高等学校再編計画(前期計画)」が平成28年3月29日に策定され、当市に設置されている県立高等学校のうち、大迫高等学校につきましては1学級校として存続することをお認めいただき、また、花巻南高等学	令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。1学級校の	県南広域振興局	中部教育事務所	B : 2

校、花北青雲高等学校については、学級減等の対象となっておりましたが、いずれも実施が見送られたところであり、さらに、本年5月24日に公表された令和3年度から令和7年度までを計画期間とする後期計画においても当市に設置されている県立高等学校については、いずれも再編の対象とならなかったところであり、県立高等学校の再編に係る県教育委員会のご英断に深く感謝申し上げる次第です。高等学校教育の機会均等を堅持することは、本県の将来を担う人材の育成という観点から極めて重要であり、また、地方創生への取組の推進という側面からも高等学校の存続や定員の維持は必要不可欠な要素であることから、改めて以下のとおり要望いたします。

① 大迫高等学校につきましては、平成30年度から県教育委員会のご理解を賜り、県外からの留学生の受入れを実現できたことや、小規模校の特性を生かした生徒一人ひとりに合わせた指導が評価され、昨年度は入学者数27人を確保できたところですが、本年度は市内において、大学等への進学の高割合の学校に入学希望者の集中が見られた結果、残念ながら17人の入学者数となったところです。今後におきましては、昨年度から県教育委員会の「高校の魅力化促進事業」指定校として関係団体と連携し、ブドウの栽培・収穫体験の

存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。

大迫高校等で令和2年度から行われている高校の魅力化促進事業では、総合的な探究の時間等を活用しながら、地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図る取組を進めることとしています。

「地域みらい留学」事業を活用し、地域の支援をいただきながら大迫高校で行われる県外生徒の受入れと併せて、同校の生徒確保に繋がるよう期待するとともに、今後の同校の志願状況等の変化を注視していきます。（B）

また、後期計画の基本的な考え方に基づき、後期計画期間中においては、各地域の学校を規模も含めてできる限り維持するとともに、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。

さらに、各地域の実情や全県的な学校配置のバランスを重視し、盛岡ブロックにおける大規模校の統合や、地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備などを進めつつ、高校の魅力化促

ほか国際交流活動や神楽の伝承など、地域産業や文化活動を題材とした学習に取り組むことで、学校のさらなる魅力化を図り、生徒確保に努めてまいります。また、今年度から「地域みらい留学」事業を活用し、地域の方々と支援体制を整えながら、県外からの留学生募集に取り組むとともに、関係団体と連携して、大迫高等学校の魅力情報を発信し、21人以上の入学者数の確保に努めてまいりますので、仮に入学者数が2年連続で20人以下となった場合でも、広い大迫地域で、他地域への通学が困難な生徒がいる状況には変わりないことも踏まえ、原則にとらわれないことと地域への十分な説明や実情等の意見聴取に努めながら、慎重なご対応とより一層のご指導を賜りますようお願いいたします。

- ② 県立高等学校につきましては、統合や学級減のみを進めるのではなく、工業、農業、商業等の地域の産業を支える人材の確保のため、専門高校における産業教育を一層充実させる必要があると考えております。また、普通高校について、盛岡の高校に他市町村からの生徒が流出していく状況を改善し、それぞれの地域で教育の機会を保障することが必要と考えておりますことから、進路の選択肢の拡大や地域について学ぶカリキュラムの構築など、それぞれの

進事業等の県教育委員会による施策の推進と併せながら、教育環境の充実に取り組んでいきたいと考えています。
(B)

		高校の魅力を高める施策の充実を要望いたします。				
7月19日	23 県立高等学校のあり方について (2) 県立の併設型中高一貫教育校の新設について	<p>併設型中高一貫教育校につきましては、次世代のリーダーとして、将来の岩手県に貢献できる人材の育成を目指し、平成21年4月に県立一関第一高等学校で導入されたところであり、令和3年度の入学志願倍率も附属中学校が1.61倍、高等学校が1.21倍と順調に推移しているものと推察いたします。また、同校においては、毎年、難関大学や医学部への進学者を輩出し、次世代のリーダー足り得る人材の育成が着実に推進されていると言える状況にあり、その成果を拡充していくべき時期になっていると考えます。</p> <p>花巻市内の進学校である花巻北高等学校は、令和3年度の市外からの進学者数が85人で、大学進学を希望する生徒にとって中部地域における拠点校となっており、花巻市の姉妹都市であるアメリカ合衆国ホットスプリング市に立地し、STEAM教育を導入しているASMA（アーカンソー数理芸術大学校）との交流など、新しい教育内容にも意欲的に取り組んでおります。一方で、市内生徒のうち、盛岡市内の進学校に14人、一関第一高等学校へ2人、一関第一高等学校附属中学校に2人が入学しており、成績上位者の市外流出が続いている現状にあります。このことは、県内における偏差値上位校</p>	<p>一関第一高等学校附属中学校（及び一関第一高等学校）は、社会の進歩と発展に貢献する次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材を育成することを基本理念として、平成21年度に設置したものです。</p> <p>他地域への併設型中高一貫教育校の設置については、これまでも他の自治体からの要望もいただいているところですが、その必要性については、同校出身者の大学卒業後の進路状況等を精査するとともに、今後の中学校卒業予定者数の推移、中高一貫教育校を導入した際の地域の義務教育への影響等を十分に見極めたいと考えています。また、近年、同校の志願倍率が低下傾向の状況にあり、その背景等を踏まえた検討も必要であると考えています。</p> <p>花巻北高校においては、将来のリーダーにふさわしい知性、感性、品性の涵養や、生徒の進路実現・自己実現に向けた進路指導の充実等を図るきめ細かな教育活動を行っており、難関大学や医学部等への進学実績も残しているところです。県教育委員会としては、同校の魅力を地域へ発信していくとともに、今後とも、同校の生徒も含め、県立高校の生徒が希望する進路を実現できる教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。（C）</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	C : 1

が盛岡市に集中しており、難関大学や医学部進学を希望する生徒にとって盛岡市内の高校への進学が必要だとの認識があることが原因であると考えております。しかし、これらの市外進学校への通学には、花巻市の中心部からでも1時間半を要することから、盛岡市内に家族でアパートを借りるなど、生徒と保護者に大きな負担が生じております。こうした状況を改善し、地元の高校に通いながら難関大学や医学部への進学を実現させる環境をつくるには、すでに一定の成果を挙げている一関第一高等学校と同様の併設型中高一貫校を、交通の要衝である花巻市に設置することが求められ、その対象は中部地域における進学の拠点校である花巻北高等学校とすべきと考えます。

県教育委員会におかれましては、これまで進学校における探求プログラムを実施し、また、令和2年度から医学部進学プログラムを拡充し、県全体で一堂に会して勉強しあう体制を構築したと伺っております。しかし、学力の向上は各校における日々の授業の積み重ねが最も重要であり、6年間に渡る一貫した取組に勝るものはないと考えます。併設型中高一貫教育校については、県教育委員会が策定した「今後の高等学校教育の基本的方向（平成27年4月20日改訂）」において、「一関第一高校への導入の成果と課題を引き続き検証しながら、今後の方向性につ

		<p>いて検討する」とされておりますが、開校からすでに12年が経過し、すでに多くの有為な人材を輩出している同校の成果が良好であることは、検証を待たずして明らかであると考えます。意欲ある子どもたちにより良い学習環境を提供するため、花巻北高等学校を併設型中高一貫校とし、実施に当たっては、進学を目的とする生徒に対するメリットを最大化するため、附属中学校から入学した生徒については、高校で持ち上がりクラスとし、6年間一貫のカリキュラムに従って学習する、いわゆる「別クラス型（中高一貫クラス）」の制度導入についても併せて検討いただくことについて、特段のご配慮をお願いいたします。</p>				
7月19日	24 特定不妊治療の現状について、県内企業等への啓発等に関する施策検討について	<p>平成30年3月に厚生労働省が公表した「不妊治療と仕事の両立に関する報告書」の内容や、具体的な市民からの声を聞くと、勤務する事業所をはじめ、不妊治療の現状に対する周囲の理解や支援を求める意見が多く、本市としても、特定不妊治療を行う方々を支援するための環境整備として、事業所をはじめとした周囲の理解や支援が必要であると認識しています。岩手県においては、県内の中小企業等を対象に「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度と、その認証に基づく公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」制度が</p>	<p>(1) 県では、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の認証基準に「不妊治療と仕事の両立」の支援について盛り込んだことに加え、これまで、企業に対して、国が作成した「仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりを進めるためのリーフレット」を、広域振興局が行う企業訪問などの際に配布しているほか、「いわて働き方改革アワード」の審査項目に不妊治療を含む休暇制度の規定の有無を追加するなど、企業に対する不妊治療の理解促進に努めているところです。今後も、企業向けセミナーや職員による企業訪問等を通じ、特定不妊治療に関す</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 1

		<p>あり、平成31年4月より新たに「不妊治療と仕事の両立」を支援するための認証基準が加えられたところですが、こうした環境整備をさらに加速させるために以下の取組を要望いたします。</p> <p>(1) 特定不妊治療に関する現状も含め、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度や「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」について、県内企業・事業所等に対して、引き続き啓発を推進すること。</p> <p>(2) 従業員が不妊治療のために休暇を取得した場合に、当該企業等に対して助成金を交付するなど、新たな施策の検討・構築を行うこと。</p>	<p>る現状の理解促進や企業認証制度の普及に努めていきます。(A)</p> <p>(2) 企業に対する助成金については、国において、本年4月から「両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)」を創設しており、県においても、仕事と不妊治療の両立について、企業向けセミナーや企業訪問等により、当該助成金を周知するなど、企業への理解促進に努めていきます。</p> <p>また、県では、本年6月に実施した政府予算要望において、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発を行うなど、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を強化するよう要望を行ったところです。</p> <p>今後も、企業に対する理解促進に努めるとともに、国に対して要望していきます。(B)</p>			
7月19日	25 移住支援事業における返還制度に係る国・県・市負担の公平化について	<p>移住支援事業における移住支援金の対象者に支援金を支給した市町村は、返還が必要となった対象者に対し、国と県の負担分を合わせた全額の返還請求を行い、対象者から返還を受けて県に返還することが想定されており、対象者から債権回収できない場合には、都道府県からの返還の求めにより、市町村負担分はもとより、国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を市町村が負担しなければならない可能性があります。岩</p>	<p>移住支援事業の返還制度について、令和元年7月2日に発出された内閣府事務連絡において「移住支援金交付対象者から市町村が債権を回収できない場合」における返還については、「市町村が、地方自治法に基づき督促などの債権管理を行ったにも関わらず、債権回収ができない場合においても、国が都道府県に対して交付金の返還を求めるものではない」との方針が示されているところです。</p> <p>そのため、県としては、各市町村の</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

手県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしていることから、令和2年9月に「移住支援金実施マニュアル」を策定し、一定のルールを示していただきました。

しかしながら、依然として返還対象の5年間は、全ての移住支援金受給者の状況を常に把握する必要がある上に、返還が必要となった場合には、支給金額が多額のため対象者が返還に応じないこともあることが考えられ、市町村は訴訟による債権回収を行わざるを得ない可能性があるなど事務負担が大きく、また、債権回収できない場合は市町村負担分に加えて市町村議会の承認を経て予算措置することにより市町村一般財源によって国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を返還する必要があるなど、市町村の大きな負担となる可能性もあるところであり、このような市町村の負担については容易に市町村民からの理解を得られるものではありません。

よって岩手県は、移住支援事業における返還制度について市町村の負担を軽減するため、例えば、対象者の所在調査の結果によっても所在が不明な場合や支払い能力が無いと認められる場合は返還を求めないなど、対象者から債権回収できない場合について、市町村のみが事務負担及び一般財源からの

債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしており、「移住支援金実施マニュアル」（令和2年9月策定）により、各市町村に対し、スキームを提示しているところです。

なお、「居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること」については、兵庫県などとともに地方分権に関する提案の中で国に対して継続して働きかけを行っています。

(B)

		負担を負うことのないよう岩手県負担分の返還を求めないことを要望するとともに、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。				
7月19日	26 再生可能エネルギー事業の規制に係る法整備について	<p>平成24年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、再生可能エネルギーの導入が急速に進んでいます。なかでも、太陽光発電の導入は大幅に拡大しており、立地に伴う土砂の流出や濁水の発生、景観への影響など様々な問題が全国各地で生じています。</p> <p>本市においては、「花巻市環境基本条例」に基づき策定した「第2次花巻市環境基本計画」において、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を明記しており、その推進に当たっては自然環境や周辺環境との調和が図られるよう考えているところですが、現在、市民の憩いの場として親しまれている公園の近隣にメガソーラーの設置が進められており、周辺環境の悪化や景観の阻害など、地域住民の住環境への悪影響や土砂災害の発生が懸念されておりますことから、以下のとおり要望いたします。</p> <p>（1）現行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「FIT法」という。）においては、再生可能エネルギー</p>	<p>（1）FIT法の改正など所要の法整備について、県では、国に対して、再生可能エネルギーの事業実施に当たって地域の意見を確実に聞く仕組みを早期に構築するなど、環境や景観に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望を行っているところであり、今後とも、国に対し働きかけを継続していきます。（B）</p> <p>（2）再生可能エネルギー設備の設置のしる等規定する県条例の制定についてですが、県では、再生可能エネルギーの導入におけるトラブル事案への対応方針を定め、事業者の対応に問題がある場合は、「個別事案対応チーム」を設定し、国、県、関係市町村が連携して対応することとしています。再生可能エネルギー設備の設置手続について、FIT法では、認定申請段階において電源ごとに定める事業計画ガイドラインに従って適切に事業を行うことを遵守事項として確認することとしているなど、国が適正な導入に向けて主体的に取り組んでいるところであり、今後も国と連携して対応していきます。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1 B : 1 C : 1

一発電事業者の事業計画を認定する制度となっており、その認定の条件として関係法令を遵守することなどが規定されているところですが、関係法令においては一定の規模以上の事業を規制対象とするなど限定的であることにより、上記のような課題の抜本的な解決には至っておりません。また、国は、再生可能エネルギー発電事業者が事業を行うに当たっての遵守事項及び推奨事項を記載した「事業計画策定ガイドライン」を策定し、これに従った適切な事業実施を事業者に求めております。しかしながら、当該ガイドラインにおいては、防災や環境保全、景観保全について配慮することや、自治体への相談、地域住民への説明などの記載があるものの、それらの記載についてはFIT法及び同法施行規則の条文に基づくものではなく法的拘束力がないと考えられることから、防災や環境保全、景観保全等の観点から立地を法的に規制することが困難な状況となっております。

つきましては、事業者が太陽光や風力、地熱発電など再生可能エネルギー発電事業を実施する場合において、その立地場所の選定に関して防災や環境保全、景観保全等の観点から国又は地方公共団体が規制することが可能となるよう、FIT法の改正など所要の法整備について国へ要請していただきませう要望いたします。

なお、今年6月に地球温暖化対策推進法が改正され、環境配慮や地域貢献などの地域の求める方針に適合する地域脱炭素化促進事業を市町村が認定する制度が創設されたところであり、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図り、再生可能エネルギーの導入を促進することとしています。(C)

(3) 環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大について、国では、環境影響評価法による対象事業について、風力・地熱発電等に加え、令和2年4月に太陽光発電事業を新たに盛り込んだところです。県では、法の対象とならない小規模な太陽光発電事業のうち一定規模以上のものについては、岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正により、国に合わせて令和2年4月1日から岩手県環境影響評価条例の対象事業としたところであり、国と連携し、環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進のため適切な制度運用に努めていきます。(A)

(2) 現在、県内において多くの再生可能エネルギー事業が進められておりますが、岩手県は風況が良く風力発電に適した地が多いことや、地熱資源が豊富であることなどから、今後、さらに県外事業者による再生可能エネルギー事業が計画されることが予想されます。

つきましては、再生可能エネルギーの導入に係るさまざまな問題に広域的に対応し、適正な導入を図るため、再生可能エネルギー設備の設置の手續等を規定する県条例の制定についてご検討いただきますよう要望いたします。

(3) 関係法令の一つである環境影響評価法については、令和元年の環境影響評価法施行令の一部改正により、これまで環境影響評価の対象外であった太陽光発電事業が対象事業として追加されたところでありますが、その規模要件は第1種事業で4万kW以上、第2種事業で出力3万kW～4万kW未満と大規模なものとなっております。また、風力・地熱発電事業についても、環境影響評価の対象となるのは第1種事業で出力1万kW以上、第2種事業で出力7千5百kW～1万kW未満と同じく大規模なものに限定されております。

つきましては、小規模であっても地域住民の生活環境や自然環境、景観に重大な影響を及ぼす可能性のある事業など地方公共団体が直面する課題に対

		<p>応できるように、環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大について国へ要請していただきますよう要望いたしますとともに、県におかれましても、岩手県環境影響評価条例に基づく、太陽光発電事業に係る環境影響評価の対象規模要件の範囲拡大についてご検討いただきますよう要望いたします。</p>				
7月19日	27 周産期医療の確保について	<p>花巻市を含む5市3町から成る3つの二次保健医療圏で構成される「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の中において、県立中部病院は花巻市・北上市・遠野市・西和賀町で構成する岩手中部保健医療圏や奥州市など広範囲な地域における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を支える重要な医療機関であります。同病院の産科にあつては、令和2年3月をもって東北大学が派遣していた医師3名の引き上げを決めたことから、一時はお産の取扱いができなることが危ぶまれましたが、岩手県及び岩手県医師会のご尽力により、また岩手医科大学にご英断いただき、令和2年4月以降、岩手医科大学から新たに3名の医師の派遣を受けて産科を継続していただくこととなり、岩手医科大学医局の医師のもとで新たな診療体制を構築するまでの間抑制されていたお産の対応も、現時点では従来と同等の取扱件数まで回復しています。</p>	<p>県では、令和2年3月に岩手県医師確保計画を策定し、令和5年度までに県内で産科医を23人、小児科医を22人確保する目標を掲げ、産科・小児科を選択する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブの強化や、産科・小児科の即戦力医師の招聘等に取り組んでいます。また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付のほか、就職ガイダンスやナースセンターによる再就業支援などに取り組んでおり、特に助産師の確保については、修学資金の優先的な貸付やきめ細かな復職支援など取組を強化しており、引き続き、こうした医療従事者確保の取組を通じて、周産期医療体制の充実を図っていきます。</p> <p>(B)</p> <p>さらに、分娩取扱医療機関を維持していくため、当該医療機関がない市町村において、新たに施設を開設又は分</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2 A : 1

		<p>しかしながら、令和3年4月には、胆江保健医療圏に2件あった産科クリニックのうち1件がお産の取扱いを終了するなど、県内の周産期医療を取り巻く現状は厳しさを増しています。全県的に産科医が不足している中において、岩手医科大学医局の産科医の数も十分ではなく、2024年度から医師・医療従事者の働き方改革による時間外労働規制が始まれば、24時間の対応が必要である周産期医療現場においては、産科医の不足が顕在化することにより、お産の対応が充分にできなくなることが危惧され、岩手中部保健医療圏のお産対応件数を維持するため、県立中部病院の産科医をはじめ、周産期医療体制が早期に強化され、お産の受入れを増やすことが重要と考えます。</p> <p>さらに、周産期医療において欠かすことのできない産科医、小児科医、助産師、看護師が全国的に不足しており、特に個人産科クリニックにおいて確保が困難な状況であり、産科医療の継続に支障を来しています。</p> <p>つきましては、住民が地域で安心して出産できるよう、産科医、小児科医、助産師、看護師等の医療従事者の需給に力点を置き、養成及び確保のための施策を講じ、また医師等の地域偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施するよう国へ要請いただくとともに、岩手県におかれましても、岩手中部保健医療をはじめ県内において</p>	<p>娩を再開する場合、国庫補助対象外の設備整備に係る経費について2千万円を上限に県単独で補助を行っているほか、どの地域においても安心して妊娠及び出産ができる周産期医療提供体制を整備するため、周産期における救急搬送体制の強化や、市町村と連携してハイリスク妊産婦の通院等に要する交通費等を支援する事業などに取り組んでおり、引き続き安心して妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めています。(B)</p> <p>また、医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消については、令和4年政府予算要望においては、医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等を国に要望しております。(A)</p>			
--	--	---	--	--	--	--

		「岩手県医師確保計画」に基づく産科及び小児科の医師確保に効果的な取組を推進し、周産期及び小児医療体制の充実を確実に進めていただくよう要望します。				
7月19日	28 子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について	<p>当市では、就学前児童の医療費全額助成、小学生から高校生までの医療費助成の拡充や第3子以降の保育料等負担軽減要件の拡充、中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成など子育て世帯の経済的負担軽減に努めております。</p> <p>岩手県においては総合的な子育て支援施策の一環として、未就学児及び妊産婦を対象とした医療費助成について、平成28年8月から現物給付化を実施し、令和元年8月からは小学生まで対象を拡大していただいたところであり、令和2年8月からは現物給付化の対象を中学生まで拡大していただきました。一方で、現物給付化に伴う波及増に対しては国保財政への国庫負担の減額調整措置があり、未就学児については平成30年度より廃止されておりますが、小学生以上についての措置は継続されており、岩手県においては各市町村国保への影響額の2分の1を負担いただいております。しかしながら、出産や子育てに対する支援への取組は、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があり、本来、子どもの医療費助成の仕組みは全国一律であるべき</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望などにおいて、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。（A）</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。（C）</p> <p>現物給付の対象拡大に当たっては、新たな国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があるほか、これまで、全県一律で導入を行ってきた経緯があり、今般、中学生までの拡大を検討することについても、県内全市町村が中学生までの助成を開始したことが契機となっています。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A：1 C：2

		<p>と考えますので、下記のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 全国市長会を通じて国による全国一律の制度創設を要請しておりますが、議論が本格化していない状況にあります。つきましては、子育て世代の誰もが安心して子どもを産み育てる環境の実現が図られるよう、全国一律の医療費助成制度の拡充について国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(2) 岩手県においては、小学生や乳幼児の医療費助成について、一部、県単独事業分の補助がありますが、当市を含めた県内全市町村において中学生の医療費助成が実施され、さらに高校生まで対象を拡大する市町村が多くなるなど、それぞれ独自の取組を実施することにより、それに伴う財政負担も大きくなっている状況となっております。</p> <p>つきましては、岩手県における子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援の取組として、小学生の県単医療費助成の範囲を現行の「入院のみ」から「外来」まで拡大するとともに中学生等を対象とした県単医療費助成事業を実施するよう要望いたします。また、当市では高校生医療費助成の現物給付化を始めておりますが、この取組を全県的に進めていただくよう併せて要望いたします。</p>	<p>こうした経緯を踏まえると、現在のように、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において現物給付を拡大した場合、現物給付が行われない市町村に対して生じる影響（サービス水準等の面で格差が拡大する懸念等）なども考慮する必要があることから、高校生への現物給付の拡大は慎重に検討すべきと考えています。</p> <p>(C)</p>			
--	--	---	---	--	--	--

7月19日	29 過疎対策の積極的な推進について	<p>令和3年4月1日に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたところですが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため、支援を継続して推進していくことが重要です。</p> <p>つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。</p> <p>(2) 地方債計画における過疎対策事業債の計画額を増額すること。また、人口減少がさらに進む中において、地域のコミュニティの推進や市民の日常的な移動のための交通手段の確保、商店街の活性化など、市民が将来にわたり安心して暮らすためにソフト事業の更なる充実が必要であることから、過疎債ソフト分の発行限度額の段階的縮減を廃止し、その上で増額を行うなど十分な財源措置を講じること。</p>	<p>県では、これまで、全国過疎地域連盟や全国知事会を通じ、過疎地域の多様な財政需要に対応した過疎対策事業債の必要額の確保等について国等に要望するとともに、今年度においても、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額の確保など、各種財政措置の維持・拡充等について、県として要望してきたところであり、令和4年度地方債計画において、過疎対策事業債は、令和3年度比200億円増の5,200億円が計上されたところです。</p> <p>引き続き、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に伴う過疎地域における施策の実施状況など、市町村から実情を伺いながら、東北各県や全国知事会過疎対策特別委員会等と連携し、過疎対策の取組が円滑に実施できるよう、国等に必要な働きかけを行ってまいります。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
7月19日	30 新型コロナウイルス感染症対策の充実について	<p>新型コロナウイルス感染症については、4月25日には東京都、大阪府、京都府及び兵庫県で、5月12日には愛知県及び福岡県で、5月16日には北海道、広島県及び岡山県で、5月2</p>	<p>本県も参画して行った令和3年6月11日の全国知事会の「コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言」において、補正予算の編成や予備費の活用などにより、臨時交付金の</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>(1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について</p>	<p>3日には沖縄県において3回目の緊急事態宣言が発出されたほか、新型コロナウイルス感染症変異種が全国的に感染拡大しております。</p> <p>日本国内において2月下旬からワクチン接種が始まったところであり、高齢者へのワクチン接種を7月末までに完了できるよう進めているところですが、感染の収束には至っていないところでもあります。全国的な新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の地域経済は長期間にわたって大きな影響を受けており、飲食業や宿泊業、旅客運送業など幅広い業種において、大幅に売上が減少している状況にあります。</p> <p>国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や持続化給付金をはじめとした様々な緊急経済対策を講じていただいておりますが、地方自治体による早急な感染予防、地域経済や市民生活への支援は、この新型コロナウイルス感染症対策における最重要項目でありますことから、以下のとおり国へ要請させていただきますよう要望いたします。</p> <p>(1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について</p> <p>「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、全国的に自治体からの営業自粛要請に応じた事業所への協力金や大幅な減収が生じている事業者への家賃補助のほか、マ</p>	<p>さらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度としていただきたい旨要望を行ったところであり、同年11月4日においても全国知事会から同交付金の増額等について要望を行ったところではあります。さらに県が同年6月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところではあります。</p> <p>国においては、同交付金に関し、令和3年8月20日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）のうち、県内市町村分として約12.4億円、同年12月27日に地方単独事業分として、県内市町村に約80億円の追加配分を行ったところではあります。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、国に要望してまいります。(B)</p>			
--	--	--	--	--	--	--

	<p>スクや体温測定器の購入など感染症予防に係る経費、地域経済の回復に向けた消費拡大事業に充当されていると理解している。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けている市民及び事業者を守るため、感染予防対策や市民及び事業者対策に取り組む必要があるが、国の令和2年度第3次補正予算で計上されている地方創生臨時交付金（総額1兆5千億円、うち地方単独分1兆円）では、各市が取り組むべき新型コロナウイルス感染症対策事業の財源としては不十分である。また、国では、4月30日に新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業者支援のため、地方創生臨時交付金の特別枠として5千億円を増額し、都道府県の事業者支援に充てる方針を示したが、その交付対象に市町村は含まれていないところである。緊急事態宣言が発出された地域はもとより、それ以外の地域においても新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、地域の実情に応じたきめ細かな対応や即効性のある事業展開を可能にするため、また、感染拡大防止や「新しい生活様式」を定着させ、地域経済の回復に向けて長期的に取り組むため、市町村に対する令和3年度地方創生臨時交付金の予算措置と交付が早期に決定するよう、県として市町村による新型コロナウイルス感染症対策事業の必要性を提</p>				
--	---	--	--	--	--

		言し、全国知事会による国への要請項目に盛り込むこと。				
7月19日	30 新型コロナウイルス感染症対策の充実について (2) 「GoToキャンペーン」について	(2) 「GoToキャンペーン」について 観光関連産業の回復には継続的な観光需要喚起対策が必要であることから、「GoToキャンペーン」の継続や第2・第3の各種キャンペーンを効果的に実施すること。また、感染状況を見極めながら利用対象エリアを変更するなど、制度を柔軟に運用すること。	新型コロナウイルス感染症の影響により多くの観光関連事業者の経営が厳しい状況にあり、観光需要の回復に時間を要することも見込まれることから、GoToトラベル事業など需要を喚起するための支援を継続的に行うよう国に要望してきたところであり、国では、感染状況を見極めながら実施することとしています。 なお、県では今年度、新たな需要喚起策として「いわて旅応援プロジェクト」や「いわての食応援プロジェクト」などを、感染状況も見極めながら実施してきたところですが、引き続き、今後感染状況等を踏まえ実施することとされている「新たなGoToトラベル事業」など国の対策とも連携しながら県内経済の需要喚起に取り組み、宿泊事業者をはじめとする事業者への支援を継続していきます。(B)	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
7月19日	30 新型コロナウイルス感染症対策の充実について (3) 都道府県が行う宿泊助成等への独自の上	(3) 都道府県が行う宿泊助成等への独自の上乘せ支援について 長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発動等による他県からの観光客の激減などにより、宿泊業やその取引業者などの観光業において経営的に極めて深刻な状態が続いている。	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実について、本県も参画して行った令和3年6月11日の全国知事会の「コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言」において、補正予算の編成や予備費の活用などにより、臨時交付金のさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、さらに自由度の高	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>乗せ支援について</p>	<p>岩手県を含む一部の都道府県では国の地域観光支援事業を活用した宿泊助成等を実施しているほか、こうした都道府県の宿泊助成等に、独自に更なる上乘せ等の支援を行っている市町村もある。しかし、市町村が独自に行う上乘せ分等については国の支援の対象外とされている。観光業に関わる事業者は数多く、都道府県が一元的に行う支援策に加えて、それぞれの市町村における観光事業に即したきめ細やかな支援を行うことが必要となるため、市町村が独自に実施する上乘せ等の事業者支援に対しても国の財源を確保し、速やかに交付すること。</p>	<p>い柔軟で弾力的な制度としていただきたい旨要望を行ったところであり、同年11月4日においても全国知事会から同交付金の増額等について要望を行ったところです。さらに県が同年6月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>国においては、同交付金に関し、令和3年8月20日に事業者支援分として、県内市町村に約12.4億円、同年12月27日に地方単独事業分として、県内市町村に約80億円の追加配分を行ったところです。</p> <p>今後においても各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、臨時交付金の確保等について国に要望していきます。(B)</p>			
7月19日	<p>30 新型コロナウイルス感染症対策の充実について</p> <p>(4) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金について</p> <p>(5) 新型コロナウイルスワクチ</p>	<p>(4) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金について</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金について、花巻市では高齢者で交通手段のない住民に対し、A Iによる予約システムを活用し、市内タクシー協会の協力を経て、接種会場までの乗合タクシーを用意するなど、各市町村はワクチン接種を円滑に進めるため、様々な工夫をし現時点ではそれに要する費用を負担している。これらの費用はすべて国が補てんとすると認識しているところであるが、県において</p>	<p>(4) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金について</p> <p>移動手段のない住民に対するタクシーでの接種会場までの移動費用を含め、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用については、各市町村が必要な接種体制を構築できるよう、国の責任において遅滞なく費用を負担するとともに、接種が進む中で生じた課題に対してもきめ細かく必要な財政措置を講じるよう要望しており、引き続き、全国知事会と連携して要望していきます。(B w q)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 2 A : 1</p>

	<p>ン集団接種について (6) ワクチンの供給について</p>	<p>も、接種に関する費用に関しては、遅滞なく国がすべて負担するよう、県として国に働きかけること。</p> <p>(5) 新型コロナワクチン集団接種について</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの高齢者への集団接種をスムーズに進めるため、花巻市においては、会場に多くの職員を動員している（例えば、7月4日には2会場で合わせて2,700人の集団接種を行うため、市は、医師、看護師、薬剤師等の他、市正職員全職員約600人中160人また会計年度職員37人を動員している。）64歳以下の者への接種の早期完了を進めるためには今後も集団接種が必要と捉えているが、その運営に必要な職員の動員が今後も必要と考えられ、市の負担は大変重くなっている。</p> <p>県が行う大規模集団接種については、そのあり方によってはこのような市町村の負担を軽減する効果を持つ可能性があるものと考えられるが、そのあり方についてはそのような視点から市町村と十分協議して行うような体制を講じること。さらに、県による集団接種会場を新たに設けるにあたっては、各市町村からのアクセスが容易となる場所を選定するよう努めること。</p> <p>(6) ワクチンの供給について</p> <p>ファイザー社ワクチンの供給について、自治体を実施する住民向け接種に支障の無いよう、必要量を確実に供給</p>	<p>(5) 新型コロナワクチン集団接種について</p> <p>ワクチン接種の加速化に伴って、市町村においては平日・土日問わず集団接種を実施されており、その負担は大変重くなっているものと承知しています。</p> <p>県では、市町村の接種体制を補完するため、第1期から第3期にわたって、県による集団接種を実施しているところです。</p> <p>また、市町村のワクチン接種進捗状況や課題等を共有し今後の対応を検討するため、「県と市町村との意見交換会」を定期的に開催するなど、ワクチン接種体制の確保について市町村と継続的に協議を進めてきたところです。</p> <p>また、県による第2期集団接種では、各地域からの交通アクセス等も考慮のうえ、特に接種対象人口が多い、県央地区（岩手産業文化センター）と県南地区（花巻市交流会館）に接種会場を設置したところであり、集団接種の実施を通じて、市町村の接種体制を補完していきます。(A)</p> <p>(6) ワクチンの供給について</p> <p>国において市町村の希望に即したワクチンの必要量を確保し市町村に配分するとともに、各市町村が立案した接種スケジュールに基づいて速やかに希望者が接種を完了できるよう、具体的な供給スケジュールや配分量等について、確定した日付単位での提示を含め</p>			
--	--------------------------------------	---	---	--	--	--

		するとともに、ワクチン供給の日程は、現状では2週間単位で示されているところだが、計画に沿ったワクチン接種を確実に実施できるように、今後はできるだけ早く供給日程について日単位で提示すること。	可及的速やかに示すよう要望しており、引き続き、全国知事会と連携して国に要望してまいります。(B)			
7月19日	30 新型コロナウイルス感染症対策の充実について (7) 職域接種の推進について (8) 集団接種及び職域接種等に使用するワクチンについて	(7) 職域接種の推進について 県内の飲食店業者や観光業者などをはじめとした、小規模事業者や業界団体の従業員らを対象とした職域接種について、集団接種会場を活用し行う方針が県より示されたことは、大変ありがたいところであり、接種の加速化に向けて大変重要な取組であると認識している。ついては、職域接種を希望する小規模事業者や業界団体の従業員らを対象とした接種を県としてさらに推進すること。 (8) 集団接種及び職域接種等に使用するワクチンについて 県が行う集団接種及び職域接種等に使用するワクチンは、原則モデルナ社ワクチンとし、ファイザー社ワクチンを使用することにより、市町村に供給されるワクチンが不足しないよう配慮すること。	(7) 職域接種の推進について 本県では、国が推奨する職域接種の受け皿となる一定規模以上の企業・団体が少ないことから、県による第2期集団接種においては、中小規模の企業等を対象とした予約枠を設けたところであり、これまで50団体に県の集団接種を活用いただいたところであり、接種の加速化が図られているところです。(A) (8) 集団接種及び職域接種等に使用するワクチンについて 市町村が行っているファイザー社ワクチンを使用した接種とは別に、県では、ワクチン接種の加速化を図るため、モデルナ社製ワクチンを使用した集団接種を実施しております。 県の実施する集団接種は、あくまでも市町村の接種体制の補完として実施しているものであることから、市町村の接種体制に影響が出ないよう配慮しながら、取組を進めてまいります。(B)	県南広域振興局	保健福祉環境部	A:1 B:1
7月19日	31 岩手県立東和病院・大迫地域診	県立東和病院は、花巻市東和地域、大迫地域、矢沢地域及び遠野市西部地域の住民の「かかりつけ」医療機関と	県立東和病院や大迫地域診療センターをはじめとする県立病院・地域診療センターは、公的医療機関の役割であ	県南広域振興局	保健福祉環境部	A:1

	<p>療センターの存続・維持について</p>	<p>して軽症者、回復期患者の入院を受け入れているほか、救急告示病院として救急患者を年間2,000人程度受け入れている、地域にとって欠かすことができない重要な医療機関であります。また、県立中央病院附属大迫地域診療センターは、花巻市大迫地域の地域医療を支える必要不可欠な存在であります。令和元年度から令和6年度までを計画期間とする「岩手県立病院等の経営計画」においては、県立東和病院は「圏域の地域病院として基幹病院である中部病院と連携しながら地域の入院機能を担う」、「回復期を中心とした病床機能を担う」こととされ、また、大迫地域診療センターは地域住民の身近にあってどのような相談にも乗るような総合的な医療を担うとされていることに加えて、いずれも「医療・介護・福祉・行政との連携・協働により、地域包括ケアシステムの一翼を担う」とされています。</p> <p>厚生労働省は令和元年9月、「再編統合」の議論が必要と分析した東和病院を含む全国424の公立・公的医療機関等を公表し、これらの病院が公立・公的等でなければ果たせない役割を果たしているか、機能を改めて検証し、必要に応じて機能分化やダウンサイジングも含めた再編・統合を各地域医療構想調整会議において検証するよう求めました。これを受け令和元年11月28日、花巻市を含む岩手中部構想区域の</p>	<p>る、へき地医療、救急医療、高度・専門医療等、採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を担う必要があり、岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕において、現行の体制により県立病院群全体で効率的な運営を行うこととしています。</p> <p>限られた医療資源のもと効率的な運営を行うため、各病院の役割・機能については、各二次保健医療圏の状況を勘案しつつ、適切な病床規模による運営を行うとともに、地域医療構想調整会議における議論を踏まえ、病院ごとの機能や病床数等を見直すこととしています。</p> <p>今後においても、地域の医療ニーズや地域医療構想調整会議での議論を踏まえながら、東和病院及び大迫地域診療センターに求められる医療提供体制の維持に努めていきます。（A）</p>			
--	------------------------	--	--	--	--	--

地域医療構想調整会議において、東和病院の再編統合に関する対応方針について協議・検証が行われ、「平成30年度に圏域全体で不足している回復期病床へ病床転換済みであり、国が求める再編統合の方針に沿った適切な対応が既になされている」ことから、再編統合の検討対象とはならないとの方針が全会一致で了承されました。岩手県では、この検証結果を県の検証結果として、令和2年4月に国へ報告済みと伺っています。

令和2年4月時点において国からは、公立・公的医療機関等の再編・統合に関して追加の対応を求められておらず、岩手県では引き続き国の動向を注視しつつ必要な対応を取っていくとしており、県立東和病院など公表のあった医療機関の再編統合の方向性については今後、「国と地方の協議の場」等において検証・協議されることが見込まれており、県においては、地域医療構想調整会議における、県立東和病院を存続すべきであるとの方針を重視し、引き続き存続に向けてご尽力いただきますとともに、大迫地域診療センターを花巻市大迫地域での唯一の医療機関として存続・維持することを含め、現在の病院機能を縮小することなく、必要な医師・医療スタッフを適正に配置いただきますよう要望します。

7月19日	32 旧新興製作所建物解体工事の中断の長期化について (1) 旧新興製作所跡地に残置されている解体途中物に関すること	<p>花巻市城内・御田屋町地内における旧新興製作所建物解体工事が中断され、解体途中物及びP C B廃棄物が敷地内に残置された状態が長期化しており、市議会における一般質問をはじめ、市政懇談会等においても市民からの不安の声が上がっている状況となっていることから、解体途中物及びP C B廃棄物に係る対応について、以下のとおり要望いたします。</p> <p>(1) 旧新興製作所跡地に残置されている解体途中物に関すること</p> <p>旧新興製作所跡地である花巻市城内・御田屋町地内の土地について、メノアース株式会社が株式会社新興製作所から所有権を取得後、平成28年から株式会社光が請負者となり敷地内の旧新興製作所建物の解体工事が施工されておりましたが、同年中にメノアース株式会社と株式会社光との間において工事請負契約に関する係争が発生したことにより、現在解体工事が中断し旧新興製作所跡地内にコンクリートのがれき類が残置されている状態となっております。</p> <p>このがれき類の取り扱いについて、花巻保健福祉環境センターからは、解体工事発注者であるメノアース株式会社が係争中のため解体工事を中断しているものであり、今後建物基礎の解体工事を行う予定であると同社が主張していることから、この間の旧新興製作所跡地に残置されているコンクリート</p>	<p>旧新興製作所跡地については、解体工事が一時中断され、地上部には解体途中のコンクリート等が積み上げられている状況にありますが、工事中断に当たり崩落等が発生しないよう措置されるなど、現時点で周辺的生活環境に影響を与える状況にはないと考えています。また、当該物については、再生砕石としてリサイクル利用可能なものが含まれており、工事再開時に当該地にて自ら利用することも可能であり、引き続き所有者に対し、今後の解体計画及び処理計画を求め適正処理を指導していきます。</p> <p>なお、工事に伴い排出される廃棄物の処理責任は、一般的には元請業者にあるとされていることから、県では工事が再開される際には、工事内容を改めて確認のうえ必要な指導を行うこととしています。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
-------	---	--	--	---------	---------	-------

のがれき類については、解体工事から排出された途中物に位置付けられると判断するものであり、このがれき類が産業廃棄物に該当するものとは判断できない旨回答をいただいております。なお、当該係争については、令和2年6月に終了していることから、令和2年8月27日に花巻保健福祉環境センター環境衛生課に対し情報提供を行っているところです。

当該係争の終了に伴い、請負業者が差押している当該土地の強制競売手続きが再開されましたが、当該土地の7筆のうち大部分を占める5筆について、裁判所による強制競売の取消しが令和3年2月2日に決定されたことにより、差押登記が抹消され当該請負業者による強制競売手続きは終了したところであります。

さらに、上記について差押登記が残る2筆についても、裁判所による強制競売の取消しが令和3年3月2日に決定されたことにより、当該差押登記についても抹消されたところでありませす。また、市では、花巻保健福祉環境センターに対し、当該土地の所有者であるメノアース株式会社への敷地内PCB廃棄物及び解体途中物に関する指導状況について毎月確認を行っておりますが、メノアース株式会社との電話による連絡が取れていない状況が継続しており、通知に対しても返答がない状況であると伺っております。

このような経過のもと、解体途中物が解体工事の中断以降敷地内に放置されたまま4年以上が経過し、安全性や周辺環境への影響が懸念されており、市議会や市政懇談会等の場において、議員や市民よりこれらの残置状況がいつまで続くのかとの不安の声が上がっております。

解体途中物の廃棄物性の判断については、花巻保健福祉環境センターより、残置されている解体工事に伴い発生したがれき等については、県が他人の財産をマイナスの財産であると判断して廃棄物の取り扱いとすることはできず、所有者がこれらについて廃棄物である旨の宣言をしないことには廃棄物とはならないとの説明を受けておりますが、これまでの当該土地に係る競売手続きにおいて、買い手が現れなかったことや裁判所による強制競売の無剰余取消しの決定、解体工事にかかる再開あるいは終了計画についてメノアース株式会社から意思確認が取れていない状況など、これまでの手続きにおける経過や各業者の動向を考慮した場合、敷地内に残置されている解体途中物は、実質的に廃棄物として判断されると考えられるものであり、価値のある財産として取り扱うことには限度があると考えられるところであります。

廃棄物該当性の判断については、「行政処分の指針について（通知）」（平成30年3月30日付け循環規発第

		18033028号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)により、環境省から判断要素の基準等が示されており、物の性状、排出の状況等の複数の判断要素の基準に照らし総合的に判断することとされていることから、県におかれましては、当該解体途中物について改めて廃棄物該当性について判断をいただき、処理責任者に対して適切な指導をしていただきますようお願いいたします。				
7月19日	32 旧新興製作所建物解体工事の中断の長期化について (2) 旧新興製作所跡地に残置されているPCB廃棄物に関する事	(2) 旧新興製作所跡地に残置されているPCB廃棄物に関する事 旧新興製作所跡地において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に定める保管状況等の届出が必要なPCB廃棄物が保管されている旨花巻保健福祉環境センターから伺っておりますが、令和元年12月に保管場所が変更されているとの情報提供をいただいております。また、保管状況に関する届出については、毎年6月末までに県に届け出なければならないところ、昨年度分についてメノアース株式会社から県に届出が提出されていないほか、会社との連絡も取れていない状況であり、移設後の保管状況については、県においても確認ができていない状況であると伺っております。現在においても、当該土地における県による立入調査は未実施であり、どのような場所でどのような状	PCB廃棄物の保管状況の確認については、令和3年7月26日、保管事業者の了解の下立入検査を行い適正保管を確認しました。 また、7月27日にポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書が提出され、PCB廃棄物の種類等について、届出と立入検査による確認が一致しました。 今後とも保管事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処理を指導してまいります。(B)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B:1

		<p>態でPCB廃棄物が保管されているか確認されておらず、安全性の判断もできない状態が続いています。このことから、PCB廃棄物の保管に関し、市議会や市政懇談会等の場において、不安を感じる議員や市民から早期に保管状況の確認を求める声が上がっております。花巻保健福祉環境センターに伺っているところによりますと、PCB廃棄物について特別措置法で定める処理期限となっても処理されない場合は、特別措置法に基づき適切な対応を行うとの説明を受けているところですが、処理期限までの期間におけるPCB廃棄物の保管状況の今後の確認予定について確認したところ、現時点では健康被害が出ていない状況から、メノアース株式会社から口頭により報告されている保管場所が崩落等することがない限りPCBが外部へ流出しないとの認識に基づき、状況確認の必要性及び今後の確認予定については明確に示されなかったところであります。以上により、県におかれましては、PCB廃棄物の保管状況について、地域住民の不安を払拭するためにも、早期に立入により安全な状態にあることを確認していただきますようお願いいたします。</p>				
7月19日	33 公立学校施設整備に係る財政措	<p>学校施設は、児童・生徒が学習、生活する場であるとともに、災害発生時には、地域住民の緊急避難所としての機</p>	<p>学校施設の多くは、児童生徒数の急増期に整備されており、老朽化が進む中で改築・改修の時期を迎え、施設整</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>B : 1</p>

	<p>置の拡充について</p>	<p>能を有する重要な施設となっております。</p> <p>当市の学校施設は、昭和40年代後半から60年代前半にかけて建築された施設が多く、築年数が20年以上の施設は全体の約72%を占め、老朽化が進行しております。また、築年数が40年以上の施設は全体の33%を占めており、建替えや大規模改修等の更新時期を迎えていることから、計画的かつ効率的に長寿命化を進め、時代の要請に対応した施設を整備する必要があります。</p> <p>一方、こうした教育環境の充実を図るには多額の費用を要するため、財源の確保が老朽化した学校施設を抱える市町村共通の課題となっておりますが、国の公立学校施設整備事業における交付金の算定基礎となる建築単価については、資材費・労務費などの変動を考慮の上、適宜、改定が行われているものの、実際の工事に要する経費と補助金額には依然として乖離があり、地方公共団体にとって大きな財政負担となっております。</p> <p>つきましては、子どもたちの安全を確保し、良好な教育環境を維持するための学校施設の改修、改築事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、実勢価格に即した補助単価への見直しや補助率の引き上げなど公立学校施設整備に係る財政措置の拡充を図ることについて、国に要請</p>	<p>備の需要が増大しています。地域の実情等を踏まえつつ、安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるよう、必要な財源の確保は引き続き重要な課題となっております。</p> <p>国は、令和3年度予算において、一部補助単価を引き上げるとともに、学校施設環境改善交付金について、大規模改造（質的整備）のうち、障害児等対策施設整備工事（バリアフリー化工事）の算定割合を1/3から1/2に引き上げるなどの改正を行いました。</p> <p>しかしながら、学校施設の改築や改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、実状にあった補助単価の引き上げ等について、全国施設主管課長協議会を通じて令和3年6月に国に対し要望しているところであり、今後とも全国の都道府県と連携し、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）</p>			
--	-----------------	---	---	--	--	--

		していただきますよう強く要望いたします。				
--	--	----------------------	--	--	--	--